

平成16年度 第2回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成16年8月9日(月) 14時00分～18時15分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、浦山副委員長、朝日委員、大森委員、木津委員、芝崎委員、野口委員、福島委員、山本委員

(2) 事務局

副知事

県土整備部

部長、公共事業政策分野総括室長、公共事業運営室長 他

農水商工部

部長、観光・地域づくり分野総括室長、農山漁村室長 他

磯部町建設課長 他

御浜町生活環境課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成16年度第2回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、10名の委員の皆様方のうち、9名の委員にご出席をいただいております。三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づきまして、本委員会が成立することを報告いたします。申し遅れましたが、私は三重県公共事業評価審査委員会の事務局を預かっております県土整備部公共事業運営室長の北川でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただく前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は12ございまして、赤いインデックスで1番から12番になっております。8番のインデックスの下に青いインデックスで事業箇所ごとの説明資料が付いております。よろしいでしょうか。

それでは、本日傍聴を希望される方々がいらっしゃいますので、事務局といたしましては非公開にすべき案件がございませんので入っていただきたいと思いますが、委員長より

しいでしょうか。

(委員長)

はい。いかがでしょう、委員の方々。傍聴の方に入っていていただいでよろしゅうございませうか。それでは、入っていただきます。どうぞ。

(傍聴者の入室)

(委員長)

傍聴の方々お待たせいたしました。皆さんにお願いがございます。まだ、全員じゃないでしょうか。では、傍聴の方々お待たせいたしました。傍聴の方々をお願いがございます。お手元に三重県公共事業評価審査委員会傍聴要領が配られておると思ひます。この要領は会議が円滑に進むよう、また委員が客観的に意見を述べられるように、会議中における皆様の行動を一部制限するよう内容になっております。よくお読みいただきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、事務局、再度進めてください。よろしく。

(公共事業運営室長)

はい。それでは続きまして、三重県公共事業総合推進本部の本部長であります丸山副知事からご挨拶を申し上げます。

(丸山副知事)

副知事の丸山でございます。本日は委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、7月2日付けで副知事を拝命いたしまして、本来ですと第1回の委員会でありました7月7日に出席して、ご挨拶申し上げるべきところでもございましたけど、ちょっといろいろありまして今回になってしまいましたこと、まずお詫びを申し上げたいと存じます。

委員の皆様には毎回熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。私の方から今さら公共事業の評価ということについてご説明申し上げる必要はないかとは存じますが、少々私の方からも申し上げさせていただきたいと存じます。

ご案内とは存じますけれども、公共事業というのは一旦走り出したらなかなか止まらないと。で、それができあがっているところには社会情勢には合わなくなっていることが多いのではないかというふうな話もあります。あるいは、社会が変化し、あるいは人々の価値観、ものの考え方も随分変化しているにもかかわらず、相変わらず同じような仕事の仕方をしているのではないかというふうな話がございます。

一方で、環境問題に対する国民、県民の関心の高まりがあったり、あるいはもう少し公共事業の執行についてのアカウンタビリティ、説明責任をちゃんと果たしているかどうかということについての指摘があり、また財政状況も極めて厳しいというのが、国・町通じての状況になってきているということでございます。

三重県といたしましては、そういう中で今この評価審査委員会におかれましては2つの

事項を、また三重県といたしましてその他に1つの事項を、この公共事業の評価ということで実施しております。1つが平成10年度から実施しております公共事業再評価でございまして、事業が採択されてから一定期間たちましても事業着手がされていないような事業、あるいは事業着手はされているんだけども一定期間経過してもなかなか完成しないというふうな事業。こういったものについて社会経済情勢はどうか、あるいは事業をとりまく状況、環境は一体どうなっているのか、事業の必要性についてはどう考えるべきなのかといったようなことについて、もう一度見直そうということでの再評価でございます。

そしてもう1つは、事後評価でございます。事業が実施されました後に、果たしてこの事業については一体どうであったのかということを経後的に評価をし、それを今後の公共事業の計画をつくるプランの段階に反映をするというところでございます。

この2つの事項がこの評価審査委員会をお願いをしている事項でございまして、私どもといたしましても必要な状況について、事務局として必要な情報をご提供申し上げ、それについて委員の皆様からさまざまな角度から、基本的には県民の視点のレベルから評価していただくという仕組みになっております。そのような形で公共事業につきましても客観性の確保あるいは透明性の確保ということを図っているわけでございます。

なお、この他三重県としてやっているものといたしましては事前評価がございまして、公共事業を予算化するにあたりまして、その優先順位をつけて、それで予算化するにあたっての尺度とするということもやっております。事前評価につきましては、これはプラン段階での評価でございますので、今後いかにしていくかということについて、さらに私どもとしては検討を加えていく必要があるだろうというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても私どもといたしましては、この再評価、事後評価、あるいは事前評価、この3つの面、あるいはその他に必要なものがあればそれも含めて、この公共事業の評価とったようなものについての内容の充実を一層図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。まだまだ改善、改良の余地が多いという状況でございますけれども、時代の要請に合いました公共事業を実現していきたいというふうに考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、今後とも県民の視点でご審査をいただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。それでは、審査をお願いいたします前に、本日の議事進行につきまして、事務局から一部説明させていただきます。

(事務局)

それでは、本日の議事進行を説明させていただきますが、その前にまず委員会のご審議の進め方につきまして説明させていただきます。

本年度からより効率的な委員会会議とさせていただくために、ご審議は1事業あたり2回の委員会に分けてお願いしたいと思います。まず、最初の委員会では、事業主体から評価対象事業の説明をいたしますので、委員の皆様にはそれを聞き取っていただく評価対象事業の聞き取りをお願いしたいと思います。次に、お聞きいただいたときにいろいろとご

質問もおりかと思しますので、お手元に質問書というペーパーを用意させていただきました。ご質問等はこのペーパーへお書きいただくか、または任意の用紙で結構でございますので、後日私どもへお出しいただきたいと思っております。いただいたご質問等につきましては、事業主体がさらに資料を補完しまして、次の委員会でお答えさせていただきます。その後、ご審議をお願いしまして、ご答申をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日のご審議の進め方につきまして説明させていただきます。本日は、まず前回聞き取りをお願いしました109番と110番の下水道事業のご審議をお願いします。ご審議にあたりましては、冒頭に事業主体が委員の皆様からいただきましたご質問等につきまして回答させていただきますので、その後ご審議いただきますようお願いいたします。なお、委員の皆様からいただきましたご質問につきましては、赤のインデックスが付いた資料5に取りまとめておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の順番は、109番、110番の順でお願いしまして、その後、ご答申をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ご答申の後は、次回ご審議いただく再評価対象事業の聞き取りをお願いしたいと思っております。本日、聞き取りをお願いする再評価対象事業は、資料4の1ページに網掛けと右端の審査箇所の欄に丸を付けてございます。4番のふるさと農道整備事業松阪市の上川地区。5番のふるさと農道整備事業度会町の度会北部地区。6番のふるさと農道整備事業南島町の道行竈地区でございます。この事業は昨年度事業実施上発生しました問題の解決のために、再評価審査にかけることができなくなりまして、本年度に再評価を行う旨、昨年年第2回委員会で報告させていただきました事業でございます。次に、7番の広域農道整備事業、上野市、名張市、青山町、伊賀2期地区。そして8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、上野市の上野依那古2期地区でございます。

この5つの事業の説明資料は、資料8にそれぞれ添付させていただいております。また、再評価の5つの視点を簡潔に記載しました再評価箇所一覧表を資料6に添付させていただいております。それから、7番の広域農道整備事業伊賀2期地区は、平成11年度に一度再評価を行っておりますので、そのときの再評価結果の概要を資料7に添付させていただいております。いずれもお聞き取りいただく際にお役立ていただければと存じます。

説明させていただく順番は、4番から5、6、7、8番の順に一括して説明させていただきます。その際、ご質問等がございましたら、お手元に委員質問書を記載しましたペーパーがございますので、適宜ご利用いただきたいと思います。なお、申しわけございませんが、ご質問につきましてはお手元の質問書か、または別途メールなどにて8月16日月曜日までに担当の者までご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。いただきましたご質問につきましては、事務局で取りまとめの上、委員の皆様へ送付させていただきますので重ねてよろしくお願い申し上げます。

また、説明資料におきましては、専門用語などができるだけわかりやすく説明させていただくこととしておりますが、ご不明な用語などがございましたら、適宜ご質問を頂戴したいと思います。次に、事業主体の説明に際しましては、前回と同様に説明の効率化を図る観点から、「リン」を用いたいと思っておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、議事進行につきまして、何かご質問等ございましたら。

(委員長)

委員の方々いかがでしょう。ただ今の進行のご説明について、ご確認事項ございますか。では、事務局、議事を進行お願いいたします。

(公共事業運営室長)

わかりました。委員長、すいません。ここで副知事と県土整備部長、所用のため退席をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(委員長)

どうぞ、ご退席ください。

(副知事、県土整備部長 退席)

(公共事業運営室長)

それでは、委員長、審議の方をよろしくお願いいたします。

(委員長)

承知しました。先ほど事務局からご説明のありましたように、109番、110番の下水道事業の審議を行います。なお、この2件にかかる審議終了時刻は、この後の聴取にかかる時間を考えまして、概ね15時といたします。説明者の方は簡潔明瞭に説明をお願いいたします。また、説明は前回から約1カ月あまり経過していますので、改めて事業目的、施行位置、全体計画期間、全体計画事業費、再評価を行った理由、対応方針の考え方などを述べてから、資料5にございます各委員の方々から寄せられました質問に答える形で説明をお願いいたします。その後、質疑応答に入ります。

では、まず109番の下水道事業からお願いいたします。どうぞ。

109番 磯部都市下水路 磯部町

(磯部町建設課長)

それでは、説明いたします。番号109番の磯部都市下水路の説明をさせていただきます。事業内容につきましては、第1回の評価審査委員会で説明をいたしておりますが、再度簡単に説明をさせていただきます。

施行位置でございますが、スクリーンの方をご覧いただきたいと思います。三重県のこの位置が磯部町でございます。この赤の線で囲まれた区域が今回審査させていただいております磯部都市下水路の集水区域64haでございます。

事業の目的といたしましては、市街地における浸水対策でありまして、水路及びポンプ

の整備を行うものであります。当該磯部都市下水路は、昭和 53 年度から事業を行い、昭和 62 年度に一旦事業が完了いたしておりますが、施設のほとんどが耐用年数に達し、改築の時期を迎えたことをきっかけといたしまして、全体計画の見直しを行っております。その結果、市街化等の状況の変化によりまして、再度の整備が必要であると判断されました。

事業費につきましては、昭和 62 年度までの事業費 10 億 2,200 万円に、今回の事業費 37 億 4,900 万円をプラスいたしまして、全体事業費 47 億 7,100 万円でございます。今後は、この見直し計画の再評価を行いまして、平成 17 年度から平成 29 年度にかけて事業を進めていきたいと考えております。

つきましては、前回 7 月 7 日の第 1 回の評価審査委員会でご説明をさせていただいたところでございますが、各委員より合計 24 の質問をいただいておりますので、その質問に対する補足説明をさせていただきたいと思っております。なお、具体的な説明につきましては、担当の東の方が行います。どうぞよろしくお願いたします。

(磯部町建設課)

失礼いたします。補足説明をさせていただきます東と申します。よろしくお願いたします。今回のご質問に対しまして説明資料といたしまして、補足資料を用意させていただいております。お手元の資料で青のインデックスでございますけれども、上から 6 番目でございますけれども、「109 - 2 磯部都市下水路」という資料でございます。ご確認の方をいただきたいと思っております。

追加資料の内容でございますけれども、各委員よりいただきました 24 のご質問に対しまして、基本的には先ほど説明がございました赤のインデックス 5 に示されております項目別に整理してあります委員質問一覧表の順番により、回答書を付けさせていただいております。ただし、資料が重複するような質問等につきましては、複数の質問を合わせまして回答書を作成しております。

この追加資料の説明につきましては、1 ページから始まります回答書の順番に基づき行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、1 ページの方をご覧いただきたいと思っております。

(1) の質問事項でございます。 - 1 委員と - 3 委員からいただきました質問につきまして、合わせて説明をさせていただきたいと思っております。当初の事業計画の内容といたしましては、事業期間、昭和 53 年度から昭和 62 年度でございます。策定年次ですが、昭和 53 年。集水面積が約 52ha。水路工事につきましては、1 m × 1.2m のサイズから 3 m × 1.5m のサイズまで、延長 972m でございます。ポンプ場につきましては、直径 600 mm が 1 基、1,350 mm が 1 基、合計 2 基の設置となっております。直径 600 mm が 58 年 4 月に、直径 1,350 mm が昭和 63 年 4 月におのおの供用開始をしております。

続きまして、計画平面図により説明をさせていただきたいと思っております。スクリーンをご覧ください。資料 8 ページの資料 6 - 1、A 3 版でございますが、スクリーンと同じ資料を添付しております。8 ページの資料 6 - 1 でございます。今後、スクリーンに出てまいります資料につきましては、すべてお手元の資料に添付してございます。

こちらが委員からご質問いただきました、当初昭和 53 年から昭和 62 年の計画平面図でございます。今回、計画平面図と対比できるものということでありましたので、対比でき

るように作成をいたしました。先ほど説明をいたしました水路の整備箇所につきましては、このスクリーンでいきますとこの部分の幹線と、この部分の水路の整備ということでございます。ポンプにつきましては、直径 600 mm と 1,350 mm の 2 基がこの位置でございます。以上が当初の事業計画でございます。

再度スクリーンをご覧いただきたいと思います。平成 17 年度から平成 29 年度の計画平面図でございます。資料では 9 ページの資料 6 - 2 にも同じく A 3 版でお付けしております。この図面は第 1 回委員会の資料と内容は同じですが、ご質問いただきました対比比較できる意味で、再度資料としてお付けさせていただいております。水路といたしましては、当初計画のスクリーンでいきますとこの水路の改修と、同じく前回の水路、この水路の断面の改修に加えまして、枝線といたしまして、この部分の設置を行う計画でございます。ポンプにつきましては、スクリーンのこの部分の既設ポンプ場の横のこの部分でございますが、直径 1,000 mm 1 基と直径 1,350 mm 1 基を増設する計画としております。

続きまして、資料の 1 ページの方に戻りたいと思います。(2)の質問事項でございます。

- 2 委員からいただきました質問につきまして、説明をさせていただきたいと思います。この磯部都市下水路は、都市計画事業として昭和 53 年に認可を受け、その事業計画に基づき事業を実施してきました。今回、事業計画の見直しを行った結果、状況の変化により、当初の事業計画の内容では、排水能力に不足が生じるため、事業計画の変更を行い、改築、更新を行いつつ施設の増強を図っていくことといたしました。

これらの事業は、磯部都市下水路処理区という同一処理区の中での事業となり、また、ポンプ場の位置も変更しませんので、新規ではなく、見直しの事業として捉えております。

また、都市計画法上の手続きでございますが、都市下水路事業は都市計画事業でありますため、知事の認可を受けて施行してまいります。昭和 53 年度にすでに認可を受けている当該事業は、新規事業ではなく、事業計画の変更という取り扱いになります。そのため、この見直しの事業を行うにあたりましては、都市計画法第 63 条第 1 項の規定により、変更認可を受けてから施行することになります。

続きまして、資料 2 ページの方に戻りたいと思います。(3)の質問事項でございます。

- 3 委員からいただきました質問につきまして、説明をさせていただきます。工事完了までなぜ 13 年も必要とするのかについてですが、スクリーンの方をご覧ください。第 1 回資料にもお付けした同じ資料でございますが、見直し後の事業進捗状況表でございます。この表で色が付いている部分、平成 17 年度からずっといきまして、平成 29 年度が見直し後の事業期間となりまして、13 年間ということでございます。この 13 年間の事業費は、37 億 4,900 万円となりますけれども、磯部町全体の一般会計予算が約 40 億でございますので、それに近い事業費となっております。

委員ご指摘のように、本事業を早急に進めていきたいのですが、近年の財政状況により、この莫大な事業費を執行していくにあたり、段階的な整備を行う計画を立てております。具体的にはこの進捗状況表で色が薄くなっている部分、平成 17 年度から平成 23 年度の 7 年間で、耐用年数経過による既設ポンプ 2 基の更新と、直径 1,000 mm のポンプの増設を完了する予定でありまして、段階的ではありますが、この 7 年間でポンプ能力のアップを図ります。

資料 2 ページの方に戻ります。(4)の質問事項でございます。 の委員からいただきま

した質問について、説明をさせていただきます。耐用年数に関するご質問ですが、ご質問のとおり耐用年数につきましては把握しておりまして、施設が改築の時期を迎えたことが全体計画を見直す発端となっております。つまり、二十数年が経過し、状況が変化している中、施設の更新のみを行うのではなく、当初の事業計画が現時点で適正なものになっているのか、全体計画の見直しを行ったということでありまして、その見直し後の計画の中に、耐用年数経過による施設の更新も含めているということでございます。

続きまして(5)質問事項に入ります。 の委員からのご質問につきまして、関連がございますので合わせて説明をさせていただきたいと思っております。昭和62年以降の当該地区の冠水状況といたしまして、スクリーンをご覧ください。同じ資料を資料10ページの資料7-1にもお付けしておりますが、昭和63年7月14日の冠水状況写真でございます。昭和62年以降につきまして調査いたしましたけれども、冠水状況写真につきましてはお示しできる資料が、当該地区のものとしましてはこの程度しか残っておりませんでしたことをご容赦いただきたいと思います。

この写真の位置については、こちらのスクリーンの方を見ていただきたいと思います。先ほどの写真の位置を示しております。同じ資料を11ページの資料7-2にもお付けしております。こちらが放流河川の磯部川でございます。ポンプ場はこの位置でございます。この番号は写真の番号に対応しておりまして、 の写真がポンプ場のこの付近の冠水状況の写真となりまして、 の写真が少し水路の上流部になりますけれども、この部分。 がさらに上流部になりますけれども、この部分となります。番号順に水路の上流部に向かっております。

画面を先ほどの冠水写真に戻します。この写真は昭和63年7月14日でございます。実績降雨量は時間雨量77mmでありまして、計画降雨量は時間雨量62mmでございます。このスクリーンの写真の洪水の深さの実測データは残っておりませんが、ポンプ場付近のこの の写真でございますけれども、ここにこれが近鉄の線路敷きでございますけれども、この横のこのフェンス、ここにフェンスが写っておりますけれども、この部分で現況で推定いたしますと、約50cm程度の洪水深さとなっておりますと推定されます。

続きまして、 と の写真でございますけれども、ここに車が写っておりますけれども、車の浸水状況から約20cmから30cm程度と推定しております。また、ご質問の水が引くまでの日数ですが、データが残っておりませんが、ポンプ2基が稼動しておりますので、数時間で排水されたものと推定しております。

続きまして、こちらのスクリーンをご覧ください。2ページ、下段の方に記載してあるものと同じものを示します。ご質問の昭和53年計画当時の計画降雨量と、実績降雨量の上位3位と、今回の計画降雨量についてです。まず、53年当時の計画降雨量は、時間雨量62mmでありまして、昭和46年8月の設計基準を計画降雨量としております。この昭和53年までの実績降雨量は、1位が時間雨量70mmで昭和49年9月26日。2位が時間雨量57mmで昭和48年10月13日。3位が56mmで昭和49年6月5日となっております。

今回の計画降雨量についてでございますが、時間雨量71mmとしておりまして、昭和62年2月の設計基準を計画降雨量としております。現在までの実績降雨量の上位3位といたしましては、1位が時間雨量78mmで昭和63年7月13日。2位が77mmとなっております。これが1位の翌日という日でございます。先ほど写真で出てまいりました写真の日

でもございます。これが昭和 63 年 7 月 14 日でございます。

(委員長)

ご説明の方、すいません。限られた時間ですので、もう少し簡潔に。この件に関する質問事項たくさんございますし、残り 1 件ございますので。概ね 15 時で審議も含めて終わりたいという段取りですので。

(磯部町建設課)

もうちょっとそうしたら、はい、わかりました。

続きまして、3 位は説明させていただいたのかな。それでは、資料 3 ページの(6)の方に入っていきます。(6)の質問事項の - 1 委員長からいただきました質問でございます。12 ページの資料 8 にお付けしておりますけども、スクリーンの方をご覧ください。この黄色で示しています区域が都市計画区域を示しております、この赤の区域が磯部都市下水路処理区の 64ha、先ほど説明ありました 64ha です。都市計画区域としては、非線引きでございます、用途地域の指定は行っておりません、都市計画区域のみを表しております。

資料 3 ページに戻ります。(7)の質問事項でございます。 - 2 委員長からの質問に対します説明でございますが、13 ページの資料 9 にお付けしておりますが、こちらのスクリーンの方をご覧くださいと思います。既設磯部ポンプ場の水位高低図でございます。こちらが流入部となっております、順次調整池、ポンプ場、放流ゲート、2 級河川磯部川でございます、おのおの高さを示しております。地盤高といたしましてこの部分がポンプ場の高さでありまして、プラス 2.0m でございます。こちらに堤防高を示しておりますけども、堤防高でプラス 4 m。こちら磯部川の最高水位でございますけども、プラス 2.283m となっております。また、この部分でございますけども、この部分はバイパス水路となっております、磯部川の水位が低いときには、この水路より自然流下をしておる状況でございます。

3 ページの方に戻ります。(8)の質問事項でございます。 - 1 委員、 - 2 委員長、同じく - 3 委員長、 - 6 委員の合計 4 つの質問につきまして、関連がございますので合わせて説明をさせていただきます。まず、余裕に対してですけども、今回の計画で想定している最大降雨量に対しては、排水能力は過大でもなく過小でもないように決めております。ただし、詳細設計を今後進める上で、機械設備が有している若干の余裕ができるものと考えております。計画基準年や降雨強度を変更する法根拠ないし規約についてはございませんが、「下水道施設計画設計指針と解説」日本下水道協会に準拠して設計を行っております。

ピーク排水量の算定式と計算についてですが、スクリーンの方をご覧くださいと思います。同じものを 14 ページの資料 10 にお付けしております。考え方といたしまして、こちらの模式図で表しておりますけども、合理式によります時間毎の流入量がございますが、この流入量と調整池の貯留量とポンプの排水量を出し入れ計算行いまして、ここにありす許容湛水位以下となるようにピークの排水量を決めております。簡単に言いますと、時間毎に流入してきます雨水に対しまして、調整池の容量を超える分をポンプで排水する

計算ということでございます。スクリーンの収支計算表のここに示します部分がピーク排水量となっております。直径 600 mm が 1 基、1,350 mm が 2 基、1,000 mm が 1 基必要となっております。

3 ページの方に戻りたいと思います。(9)の質問事項でございます。 - 4 委員長からのご質問についてでございます。再びスクリーンにて説明をさせていただきたいと思いません。3 ページの下段を示しております。ポンプ能力を決定するおのおのの要素につきまして、その影響を説明させていただきたいと思いません。流域面積の比率といたしまして、当初 52ha に対しまして見直し後 63.7ha で、1.23 倍。流出係数の比率といたしまして、当初 0.45 に対しまして見直し後 0.6 となりまして、1.33 倍。計画降雨量の比率といたしまして、当初 62 mm に対しまして見直し後 71 mm となりまして、1.15 倍。既存調整池の貯留効果による比率といたしまして、1.24 倍となっております。既存調整池の貯留効果というのは、先ほど収支計算で説明させてもらった部分でございます。

このような結果から、当初の計画排水量が 4.33 /s でございますので、それにおのおのの掛けまして、今回の見直し計画排水量が 10.13 /s というふうに、影響につきましてこのようになっております。

続きまして、資料は 4 ページの方に入っていきたいと思いません。(10)の質問事項でございます。 - 5 委員長からのご質問でございます。当初計画でポンプ位置をどのように考慮したかにつきましては、この流域は地形上現在ポンプ位置付近の遊水池へ自然流下しておりました状況でありましたため、その状況を反映させその位置にポンプを計画しております。また、今回の改修計画の際、ポンプを 2 箇所にする案も検討しましたが、市街地での用地確保が困難であり、大雨時あるいは常時のポンプ保守に対する合理性からも 1 箇所といたしました。

続きまして、(11)質問事項でございます。 の委員からのご質問でございます。スクリーンをご覧くださいと思いません。6 ページ上段を示します。お手元の 2 ページの資料と一緒にですけども、当初計画におきましては、宅地 0.5。ちょっと待ってくださいね、変えます。すいません、スクリーンの方こちらをご覧くださいと思いません。当初計画におきましては、宅地 0.5、山地 0.3 といたしまして、面積加重平均により、流出係数は 0.45 を採用しています。当時の宅地部分の考え方につきましては、ほとんど休耕状態でありました農地部分についても、将来の宅地化を見越して宅地としてカウントしておりました。次に、見直し後の流出係数の考え方でございますけども、現在の状況は宅地化というよりも商業化が進んできましたため、モデル地区の工種別基礎流出係数より屋根が 0.9、道路が 0.85、間地が 0.2 として、面積加重平均により流出係数を 0.6 としています。

4 ページに戻ります。(12)でございます。 の委員からの質問でございますが、耐用年数を超過した施設の実情についてでございますが、当該地区を浸水被害から守るためにも重要な施設でありますので、日常点検、定期点検により、随時保守管理を行っており、大雨に対していつでも対応できる状況を保っております。これらの点検は、大雨がいつ起こるかわからない関係上、施設を維持した状態で点検を行っております。

特に重要施設でありますポンプについては、直径 600 mm が供用開始後 21 年が経過しており、耐用年数に達してきておりますので、工場持ち帰りのポンプ内部の分解整備時期に来ております。この点検につきましては、ポンプの撤去、工場搬入、分解、点検、整備等、

非常に大がかりで期間を要するため、今後見直し事業の中で実施し、確認、整備するように考えております。その他施設につきましても、今回の見直し事業の中で、専門家による設備診断を実施し、修繕で対応できるものは利用していくように考えております。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思ひます。(13)の質問事項でございます。

の委員長からの質問について説明をさせていただきたいと思ひます。この集水区域内の土地開発につきましても、書店、コンビニ、薬局等のほとんどが小規模開発でございまして、開発許可を必要とする施設がほとんどございませんでした。また、小規模施設ということでございまして、この小規模施設それぞれに対して個別に調整池、一時貯留を設置していくことを指導するには無理がございました。そのため、行政指導までは行わなかったというのが実情でございます。

続きまして、(14)の質問事項でございます。委員長からのご質問でございます。ご指摘の箇所は第1回資料8ページの費用対効果資料説明書の中の1 - 3費用の箇所かと思ひます。同じ表を再度付けさせていただきました。着色部分の既設ポンプ場35億6,522万円と、増設ポンプ場21億4,700万円の箇所かと思ひます。この費用はB / Cを求めるため、平成29年に事業完了後50年後までの改築費用を含んでいます。したがって、既設ポンプ場は昭和53年から平成29年までの90年間、増設ポンプ場は平成17年から平成29年までの63年間の新築、更新の費用となっております。したがって、ポンプを例にとりますと、耐用年数より既設ポンプは4回、増設ポンプは3回の更新に要する費用が含まれております関係上、既設ポンプの事業費が大きくなっております。

続きまして、6ページに入っていきたいと思ひます。(15)の質問事項でございます。

- 1委員長と、 - 2委員からのご質問につきましても、関連がございまして合わせて説明をさせていただきたいと思ひます。スクリーンをご覧ください。6ページの上段を示しております。まず、被害軽減額、被害軽減計算の考えでございますが、現在価値比較法により算出しております。具体的にはこのフローに示しますように、まず都市下水路整備計画を立てた上で、整備スケジュールを策定いたします。この段階で整備率をこの右に示します当該年度までの整備事業費を全体整備事業費で割って算出いたします。

次に、年度別便益の算出でございますが、例えばj年度の便益といたしまして、浸水の防除効果として、家屋被害軽減効果、家財被害軽減効果、事業所被害軽減効果、応急対策費用軽減効果をカウントしております。具体的にはこの右に示しますような式により算出しております。家屋被害軽減効果につきましては、浸水面積に住宅密度と住宅面積を掛けて被害対象の住宅面積を求め、その面積に家屋評価額とマニュアルで規定されている被害率及び整備率を掛けて求めます。家財被害軽減効果につきましては、浸水面積に住宅密度及び世帯当たりの家財評価額を掛け、同じく被害率と整備率を掛けて算出いたします。次に、事業所被害軽減効果ですが、先ほどの家屋被害軽減効果と家財被害軽減効果を足した住宅の被害軽減効果を、補正係数により事業所の被害軽減効果に換算いたし、事業所数及び整備率を掛けて算出しております。次に、応急対策費用軽減効果でございますが、これについては家庭における清掃労働対価と飲料水の購入や通勤等の代替交通の代替活動費を足して整備率を掛けて算出しております。

これらB1からB4の軽減効果を合計し、社会的割引率で換算したものを、昭和53年度の事業開始から平成29年度の事業完了後50年間である平成29年度までの合計を、便益の

総現在価値としております。その計算資料につきましては、15 ページ資料 11 - 1 から 23 ページ資料 11 - 9 に添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

資料の 6 ページの方に戻りたいと思います。(16)の質問事項でございます。 - 3 委員からの質問に対する説明でございます。鉄道の被害につきましては、委員ご指摘のように含めるものでございます。そのため、鉄道冠水による運休状況、鉄道被害状況について近鉄よりできる限り資料を入手いたしまして、被害の発生につきましては確認をしております。しかし、被害額を算出するまでのデータが残っておりませんでしたので、今回 B / C の計算に含めることができませんでした。そのため、今回は定量的でなく、定性的に表しております。

続きまして、7 ページをご覧いただきたいと思います。(17)の質問事項でございます。

- 1 委員、同じく - 2 委員からの質問について説明をさせていただきます。まず、第 3 次産業の発展による水利用のデータの提示ということでございましたが、水道使用量につきまして本町で調査いたしましたところ、有効なデータとしては平成 12 年 4 月 1 日以降のデータしか保管されておりませんでした。そのため、観光、リゾート地としての第 3 次産業の発展を示すための代替りのデータにより説明をしたいと思っております。

スクリーンをご覧いただきたいと思います。お手元の資料は最後のページとなりますが、24 ページでございます。まずはこの左の表でございますが、磯部町の産業別就業者数の推移でございます。紫が第 3 次産業ですけれども、ご覧のように昭和 55 年から平成 7 年にかけて、第 3 次産業の就業者数が増加しております。こちらの右のグラフでございますが、当該磯部都市下水路の排水区域内にあります近鉄志摩磯部駅の降車人員の推移を示しています。事業開始の昭和 53 年におきましては、年間約 10 万 5,000 人余りであったものが、平成 6 年のスペイン村オープン時に 80 万 2,500 人余りを記録しました。その後、現在に至るまで下降しておりますが、平成 15 年時点で昭和 53 年の約 2.6 倍にあたる 27 万人が降車しております。これらの状況から、観光、リゾート地として第 3 次産業が発展している状況を示しているものと考えております。

また、 - 2 の質問についてでございますが、昭和 53 年当時の計画といたしましては、あまり過大な予測とならないように、また、過小とならないように予測したのですが、結果的に現時点で評価すると、状況の変化があったということになりました。

補足資料の説明といたしましては、以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ご丁寧な説明、ありがとうございました。今のご説明に対しまして、委員の方々、それぞれご自分の質問と照らし合わせて、再度確認事項ございましたらよろしく。どなたからでも結構ですが、どうぞ。

(委員)

私の質問のどこなんですけど、もし私の解釈が間違っていたらまた教えてください。先ほど同一処理内での事業で、変更はしませんでしたので、新規ではなくて見直しの事業と捉えまますというふうにお答えがありましたですね。質問事項の 2 番の所ですが。それで、今本当に社会の情勢が非常に刻々と変わっておりまして、環境がすごく変わっていることが

多いわけですね。耐用年数も、耐用年数が来ればまた新たに機具を買い換えないといけな
いということになります。そうしますと、もし私の解釈が間違っていれば申し訳ないの
ですが、その耐用年数を書き換えるときが来て、またこの平成 29 年過ぎた事業が新たに
もう一度また見直しをして、事業を延ばすということも考えられるわけですね。そうすると、
事業が場合によっては工期が延びて、またさらに全体事業費が伸びるということも考える
ことができるということですね。

今、社会需要が随分刻々刻々と変わっておりますので、例えばこの平成 29 年にもう一度
見直しをいたしまして、環境が変わっていて、耐用年数がまた新たに来るわけですから、
機械というのは。そうすると、またこの時点で工期が延びて、全体事業額が大きくなる
ということも考え得るわけですね。

(磯部町建設課)

まず、耐用年数のことについてなんですけども、耐用年数が来たときに再度施設をやり
換えるということにつきましては、再度評価をするということは必要でないと考えており
ます。今回、挙げさせていただいているのは、その耐用年数に達して見直しを行いました
ときに、前の状況も見てみたということでございまして、それによりますと状況の変化が
当時計画をしていたときよりももっと変化しておったということで、ポンプを増やしたり
とかいうことが必要になったということで。そういった意味で再評価ということをして
いただいているということで、耐用年数による更新のみということであれば、再評価ま
では必要ないというふうに思っております。

状況の変化がもう 1 つ 29 年たったときにどうなのかというご質問がもう 1 つあったか
と思うんですけども、それにつきましても、当時昭和 53 年に計画された際には宅地化とい
う予想を立てておりました。当時、水田ということで、家が建っていなかった分もあつた
わけなんですけども、その辺を宅地化ということで予想しておったんですけども、今現在
で見ますと、商業化の方がちょっと進んでおりまして、その辺が当初の予測と食い違った
ということでございますので、その 29 年の際を見越しまして今現在計画は立てておる
ということではあるんですけども。

(委員)

そうすると、29 年にもしまた齟齬があつた場合は、新たにもう一度見直しをかけて、事
業が延びるということも考えられるわけですね。

(磯部町建設課)

その際に、仮にポンプがうまく稼働しておりまして、先ほど写真にも出てまいりま
したように、事業が終わりましてから多少浸かった経緯もございましたけども、そうい
った被害の度合いにもよるんですけども、見直しするかどうかにつきましては、です
ので、29 年の今の工期の完了時点でどうするかということなんですけども、見直しにつ
きましては、状況が変化しておればするし、今の予測のとおりに進んでおればそのま
まということで、耐用年数による更新のみということになると思います。

(委員)

そうすると、事業の終了というのは、その見直しをした時点で齟齬が生じているかいないかというときに、もう一度見直しをかけて、なかったというときに事業が終了するというふうを考えていいわけですね。

(磯部町建設課)

そうです。そういうことになります。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員)

2つ、3つ質問させていただきます。質問事項の(5)の所ではありますが、実際に洪水が起こったのは、昭和63年7月14日1回のみでしょうか。

(磯部町建設課)

いえ。今回写真で表せる部分がこの部分だけということにして、洪水につきましては何度か起こっております。

(委員)

ああ、何回か起こっている。

(磯部町建設課)

はい。

(委員)

そうすると、平成2年の75mm/hrのこのときにも起こっていますか。この2ページの一番下の方ですね。

(磯部町建設課)

平成2年9月14日のこの75mmというところです。このときにおいてもポンプ場の容量以上の雨が降りまして、多少の冠水はいたしております。データはちょっと取っておりませんけども。

(委員)

はい、わかりました。それから、計画降雨量というのは、これ計画降雨量、今回はいくつでやるのかな。71mm/hrでやるんですかな。昭和62年の設計基準が71mmとなっております。

ますが、今回これで行われる。

(磯部町建設課)

はい。

(委員)

これは実績の77とか78mmに比べると低いんだけど、それは他の所でも余裕代取ってあるからいいんだと、こういうことですか。

(磯部町建設課)

今、昭和62年2月の設計基準71mmを今回の計画で採用しているというこの理由なんでございますけども、実績降雨量よりも少ないけどいいのかというご趣旨でよろしいのでしょうか。

(委員)

はい。

(磯部町建設課)

この計画降雨量71mmというのは、過去のデータを確率統計処理したのが設計基準の71mmということでございまして、過去の最大雨量を対象として設計をしているということではないということなんです。それで、今回磯部の都市下水路の計画降雨量については、いろいろその設計基準はあるんですけども、7年基準というのがございまして、この7年基準の71mmということで、過去の確率統計を処理した雨量を設計基準として採用しております。

(委員)

一回整備をされて、その後いろいろ事情、都市開発の状況等は変わったにしろ、もう一遍やら直さないといけないということに立ち至っているわけだけども。今回またやって、また10年後くらいにまた直さないといけないということになるおそれはないのですか。

(磯部町建設課)

今のところ、先ほどもちょっとあったんですけども、53年から62年にかけては、あまりにも開発のスピードが速い時代でございまして、休耕状態の水田から宅地が進んだわけなんですけども、今後この周辺につきましては、どの程度開発されていくのかということが一番大きなポイントであるのかとは思いますが、今の予測でほぼこれ以上大きくなるということはないというふうに見ておるんですけども。

(委員)

(9)の委員長の質問に対して、排水量、排水ポンプのことですが、2倍以上になって

いますけども、このくらい取っておけば、あるいは排水路の面積も十分取ってあるから大丈夫だよということですか、このことは。3回目の失敗はないと。

(磯部町建設課)

はい。現況の方しっかり精査いたしまして、そのように考えております。

(委員長)

関連してちょっとよろしいですか。ご説明を伺っていますと、合理式でされて流量増が来た。それから、計画基準年、これも別に縛りはない。雨が降ればそっちへシフトしていく。土地利用規制も何もない。とすると、これはもう雨がたくさん降った、ますます都市化したという、今委員言われたように、何かもう一遍やるのは目に見えているじゃないですか。

申し上げていることは、合理式が使われるとさっきのように1.2掛け、1.3掛けとうふうに、いわば土地利用はどんどん変化していく。例えば宅地を屋根でしたっけ、0.5、0.9にされたとか、もうひたすらメカニズム的には流出量が增大する下地ができていないですか。ですから、委員が言われるように、今後は必ずまた数字が上がっていく。もし大雨が来る、計画時間雨量80mmになる可能性はあるんじゃないですか。

つまり、私申し上げているのは、どこかに歯止めとか、このような流出形態を止めるような方策があるのかなのか。・・(テープ交換)・・つまり申し上げているのは、それに歯止めをかけるような行政指導、もしくは施策というものはお考えかどうか。ひたすら合理式、それでもって排水量を決めていく、ポンプ能力決めていくという。果たしてそれでいいのかなというのが、私の疑問なんです。

小規模開発でももちろん開発行為に対する法律の縛りはかけられないとしても、いわゆる町全体としては何らかの、例えば運動場を調整池外にしますよとか、先ほどちょっとわからなかったんですけど、調整池が1.2倍になっていましたけれども、効果のときに。調整池をもう少し拡張するんだとか、何か頭を使う方策があってもいいんじゃないか。ひたすら公式どおりにやっていると、何度も何度も申しますけれども、ポンプ容量は増大せざるを得ない。そういうメカニズムだと僕は思うのですが。

いえ、決して非難しているんじゃないですよ。だから、何かそういう歯止めというんですかね、いわゆるこの形の式でもっていくと、私はもうひたすら今後は増大だと。特に雨が80、温暖化になるかもしれない。ですから、もう少しほかのいわゆる流出抑制策というものがあるんじゃないかな、お考え願えないかなというのが、私の質問の意図なんです。

結構です。いわゆるこの式を採用されてあの基準ならばこうなるのは、私理解できますので。結構です。どうぞ。

(委員)

関連しますが、資料6-1と資料6-2を見ると、処理区、いわゆる集水域に相当する範囲が拡大しているようです。このポンプ場が処理すべき集水域というのは、どこでしょうか。

質問事項(2)の所に、回答の2段落目の1行目、2行目のあたりに、「磯部都市下水路

処理区という同一処理区の中での事業となりましたが」と書いてあります。先ほどの資料 6 - 1 と 6 - 2 を見ると、処理区が下流側でだいぶ拡大しているように思うんですが、今後もこの処理区域が拡大する可能性はないのでしょうか。

(磯部町建設課)

2点ほど質問があったと思いますけども、まずは当初の計画平面図と見直し後の計画平面図の赤の処理区の増大ですね。これが今後起こらないのかということだったと思うんですけども、これにつきましてはかなり面積としては 52ha から 64ha ということで、かなり増えておるものですから、そのようなことになると思うんですけども。内容といたしましては、資料 6 - 1 の方をご覧いただきたいと思います。ちょっと映させてもらってもよろしい。

スクリーンの方で説明をさせていただきたいと思います。当初の計画平面図でございますけども、先ほど質問されておりました特にこの部分ですね、こちらの下部分。この部分が今と現在では、今は含まれておりますし、以前については含まれていないということと、こちらの部分ですね。こちらの部分が特に前はカウントしてなくて、今回はカウントしているということだと思います。まず、こちらの部分についてなんですけども。

(委員)

拡大していることはわかったんですけども、要するに集水域がどの範囲なのか、本来集水域は地形的に決まるから変更しないはずですね。しかし、先ほどの議論のように、合理式で宅地化が進んでいるんだから、排水がたくさん出てくる。かつ処理区が 10ha くらい増えているので、面積も増えて宅地化率も増えて、要するに集水率が増えている。だからポンプアップしないといけないという論理になっている。ということは、集水域が表示されてないんですけども、処理区が集水域全体まで広げないといけないという時代が来ると想定すれば、先ほど委員が言われたように、第 3 回目の見直しというのはあり得るんじゃないでしょうか。確認を含めての質問です。

(磯部町建設課)

一応赤の部分というのは、今のところ処理区と申し上げておりますけども、これは集水域と同一ということで、この区域に降った雨というのは今のポンプ場へ集まってくる区域ということです。で、その区域が今後どうなるのかというご質問だと思うんですけども、それにつきましては今現在もかなりもう開発が見えていただいておりますように、ほとんど進んでおる状態ですので、この赤で囲っておりますのが集水域ですので、それが大幅に今後変更されていくというのは、今後ほとんどないものと考えております。

(委員長)

ですので、個人的にはこれは同一区域と言えるのかというのが、僕は引っかかるんですね、見直しに対して。同一区域を見直すというのなら、僕は何となく言葉上わかるんですけども、これ新規、私の言葉で言うと新規の取り込みがあって、それをまた見直すという、ちょっと私のこの文脈からすると、見直しという感覚が僕にはずっと落ちないんですけれ

ども。これはあくまでそちらの事業はそれでも見直しと言うということと言われると思うでしょうけど。新規、増えたんでしょ、これ。おっしゃる処理区にしる集水域にしる、この左下とか。増えてないんですか、面積。集水面積、処理面積。増えたんですね。

(磯部町建設課)

増えております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

細かい質問になりますが、4ページの所で流出係数というのが算定されてますけれども、0.45から0.6になるという。これは前回の計算をされたときの基準と、今回の計算基準は違ってきているんですか、これ。何か間地というのがありますな、新しい方では、間の地。これは屋根とか道路じゃない土地という意味ですか。

(磯部町建設課)

はい、そうです。

(委員)

これは流出係数が0.2と、山地の0.3とか宅地の0.6より低いんですけども、これはそういうことでいいのですか。

(磯部町建設課)

はい。これが「下水道施設計画設計指針と解説」というものから引用しておりまして、当初の流出係数につきましては、かなり予想を、荒廃した水田の状態から将来を予想しましたので、用途別の総括流出係数ということで、そういった宅地とか山林という用途に対する流出係数を使用しておりまして、今回につきましては、現実市街化が進んでおります部分を見まして、実際はかなり進んでおる部分を見まして、その屋根の部分、道路の部分、間地の部分というふうに拾ってきておりまして、そこにあります間地は、先ほどの指針でいいますと0.2ということでございましたので、それを採用しておるといことなんですけども。

(委員)

その間地というのは、山地よりも低いわけですか。山地というのは。ああ、山地というのはハゲ山もあるからか。山地というのは、落葉とか木があれしているから、住宅地の間地よりは流出係数は低そうに思えるんだけど、そうではないんですか。

(磯部町建設課)

先ほどの基準なんですけども、工種別の流出係数の標準値というのがその基準書に載っ

ておりまして、そこに間地というのは0.1から0.3というふうに書いてございます。今回はその中間値であります0.2をとったということなんですけども。

(委員長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

ほかの委員の方、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

ちょっと最初の状況に戻って申しわけないんですけども、当初の事業が完了してから、62年だから、17年もたっておりますよね。この間、先ほどの説明では何回か計画以上の降雨量があって、被害も出ているようなんですけども、今までに見直しをするということは考えられなかったんでしょうか。

それと、先ほど委員長からも確認がありましたけども、ちょっと度忘れしました。要は、見直し事業だということなんですけども、私が見る限りでは新規事業ではないかというふうに考えてしまうわけなんですけども。それは、要は増設のポンプにせよ、設備にせよ、当初から考えても、新たにつくるものが工事費からみても数倍になるということから考えても、これは見直しというよりか、新規事業というふうに考えざるを得ないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

(委員長)

どうぞ、お答え。私と同じご質問ですけれども。

(磯部町建設課)

なぜ今まで見直しをしなかったのかという、まず第一につきましては、このポンプを62年に整備完了するまでは、もうかなり床上浸水とかそういう被害が起きておりましたんですけども、62年以降につきましては、先ほどの写真にもありましたように、冠水はしておるんですけども、何とか床下といいますか、そう甚大な。何と言いますか、床下も多少甚大にはなるんですけども、そういった被害で収まっておったということにして、それが徐々に開発が進むにつれて、それが強くなってきておったということなんですけども。

見直しの時期としましては、やはり今回耐用年数ですね。600と1,350が耐用年数に達してきたというのが、やっぱり大きなきっかけになりましたので、その時期に見直しを行ったということでございます。

先ほどもう1つの、新規事業ではないのかという再度のご質問だったんだと思いますけども、いろいろとこの事業の取り扱いなんですけども、一応これだけの巨額の事業ですので、国庫補助を受ける関係もありまして、国の方ともこの事業を進めていくにあたりまし

て、どうやって進めていくのかということにつきまして、いろいろ協議をしておったところなんですけども。その国費を受けるにあたりまして、この事業につきましては、見直しの事業で処理するという指導もありましたものですから。ちょっと直接的な答えになってないのかもわかりませんが、そういったこともありまして、今回見直しの事業ということでさせていただいておるんですけども。

(委員長)

委員、よろしいでしょうか。はい。

(委員)

簡単な質問なんですけど、私が質問しました6ページの(16)の近鉄の被害についての質問なんですけど。ごめんなさい、本当に簡単なことで申しわけないんですけども、「今回は定量的ではなく定性的に表しております」という違いの意味が、ちょっとよくわからなかったので、説明をしていただければと思います。

(磯部町建設課)

定量的で本来我々は表したいということで、数量でB/Cによって表したかったということが上段であるんですけども、定性的と書いておるのが7月7日の第1回資料で、費用対効果のところは定量化していない項目があるので、それを定量化した場合にはB/Cはさらに大きくなりますということで、そういう性質があるんですけども、数字としてははっきりよく表すことができなかったという意味でございます。

(委員長)

はい。ちょっとまだご質問多々あると思うんですけど、後の件が控えておりますので、とりあえず磯部町につきましてここまで拝聴し、質疑を終えたということで、後の取りまとめのときにまた我々の方で方策考えさせていただきますので。ありがとうございました、大変に。

用意ができましたならば、110番、よろしくご説明お願いいたします。

110番 御浜町特定環境保全公共下水道(阿田和处理区) 御浜町

(御浜町生活環境課長)

御浜町です。それでは、110番の御浜町の下水道事業について、再度簡単に説明させていただきます。

この事業目的につきましては、トイレの水洗化と生活排水等の汚水が直接海や川に流れ込むことを防止して、健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図ることを目的にしています。

施行位置につきましては、前のスクリーンをご覧いただいているとおり、町の最も中心地であります公共施設や商業施設及び住宅が集合する阿田和地区を整備しております。

全体計画期間につきましては、平成7年度から平成25年度までの19年間でございます。

そして、全体計画事業費につきましては、46億8600万円となっています。

再評価を行った理由につきましては、事業採択後10年が経過し、なお継続中ですので、再評価を行いました。

事業主体の対応方針につきましては、再評価を行った結果、三重県公共事業再評価実施要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、事業の継続をしたいと考えております。

続きまして、110-2の資料に基づきまして、各委員の方々から質問のありましたことについて、説明していきたいと思っております。回答書につきましては、同一内容の質問につきましては、8項目別にまとめて回答書を作成しましたので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページ目の事業進捗につきましては、4名の方々から質問をいただいておりますので、その質問についてもう読み上げることなく、回答について簡潔に説明していきたいと思っております。質問の中では休止なのはなぜかということでございますけども、前のスクリーンをご覧くださいと思います。

阿田和の処理場につきましては、水処理系は1系列、2系列、3系列までございます。そして、現在平成13年度までに1系列と2系列をつくっておりますけども、今回3系列目をつくるということで、現在休止になっております。斜めになっております線につきましては、これは処理場に入ってくる水の量を表しております。そして、平成13年度から徐々に水が入ってきてまして、今現在1系列、2系列使っておりますけども、3系列目の所に平成23年から平成25年に増設するということですが、それまでに3系列目をつくってしまうと、水が入ってくるのが約10年以上かかりますので、その間不要な施設をつくるということで、現在つくってないわけですね、ですから、水の入ってくる量を見ながら、2系列目から3系列目の間につくるということになっておりますけど、水の入ってくる量に応じて3系列目をつくるということになります。ですから、13年度までに3系列目をつくるということは、不要な施設をつくるということで、現在のところ休止をしておるという状況になります。

そして、質問の中で、3系列目について、要否についての見直しということもありますけども、それについては3系列目の建設時期と施設規模の調整が必要と考えております。

では続きまして、2ページの再評価理由についての説明に行きたいと思っておりますけども、これについては2名の方から質問をいただいております。今回再評価すべき理由を説明するということですが、阿田和の処理場につきましては、新しい基準の耐震対応施設ではないため、来年平成17年度に国の補助事業によりまして、耐震診断を実施したいと考えております。そのために今回再評価を行うということも1つはあります。

そして、もう1つの質問で、平成6年と平成22年のときのB/Cは一緒なのだろうかということですが、それにつきましては、現在価値比較法で算定しておりますので、過去と将来分の社会情勢の変化を考慮しておるということになっております。

続きまして、2ページの下にあります代替案の検討につきましては、平成5年から6年にかけて全体基本計画を立てておりまして、平成7年度から事業認可をとっておりますけども、このときには公共事業の再評価、現在価値法によるB/Cの評価手法の比較は行っておりません。

次に3ページ、4番のコスト縮減につきましては、2名の方から質問をいただいておりますので、当初計画の事業費と全体の事業費ということですが、全体の当初の計画の事

業費につきましては、詳細な測量をしてないときの全体事業費ということで、費用関数で出した事業ですもので、当然差が出てきております。そして、処理方式とか処理法自体の経費削減ですけども、それにつきましては、回答の中に書いておりますけども、処理方式につきましては、監視、維持管理面について簡素化をするということで、比較を行っております。それで、維持管理費の削減に努めたということでございます。

そして、省エネ機器ということですけども、将来の3系列目の省エネ機器につきましては、主に消費電力を削るということで、電気量の使用を少しでも減らすという機器を揃えるということで、省エネ機器という形で挙げております。

続きまして、4ページの実最大汚水量と計画汚水量との差につきましてはですけども、前の表をご覧いただいたと思いますけども、現在平成16年3月末現在で、実入汚水量が940トン、そして計画汚水量が1,280トンということになっております。

続きまして、5ページの下水道整備計画についてでございますけども、これは委員長さんからの質問でございます。生活アクションプログラムの現在と将来見直しということで、これにつきましては、回答書の9ページに現在のアクションプログラムの図面を添付させていただいております。そして、見直しにつきましては、今後実施するということで、資料については添付してございません。そして、その図面ですけども、紫の が今回の処理区域になっております。

続きまして、処理場は河川に影響を与えませんかということですが、それについては、水質関係のことだと思いますけども、それぞれ下水道法と水質汚濁防止法の水質基準に基づいて放流しておりますので、河川への影響はないと考えております。そして、河川からの影響ですけども、これについては河川の洪水が挙げられますけども、平成13年9月30日に集中豪雨があったわけですけども、そのときには時間雨量91mmという大きな雨が降りましたが、その場合にも被害は受けておりません。

処理方式につきましては、オキシデーションディッチ法ということで、活性汚泥法の一つで、維持管理のしやすい方式でやっております。そして、処理場の管理主体につきましては、御浜町で行っております。

続きまして、6ページの処理費の負担につきましては、委員長さんから質問をいただいております。処理の負担につきましては、表に表しているとおりの維持管理費の歳出歳入を表にしております。これにつきましては、平成15年度の中央公営企業決算状況調査から資料をつくっております。そして、下水道使用料金体系ということで表にしておりますけども、その一番下に、一般家庭の下水道使用量の計算例ということで、1カ月に30m³使用の場合は、下水道使用量が3,307円ということになります。

続きまして、7ページの8の事業費について、委員の方から質問をいただいております。それにつきましては、当初計画の事業費の内容ということで、現在価値に直して比較してほしいということで、その文の下に耐用年数が書いてありまして、それが影響してくるわけですけども、管渠・マンホールについては50年、処理場、土木・建築については50年、処理場については機械とか電気が耐用年数が15年ということで計算しております。

8ページのちょっと表が横になっておりまして申しわけないんですけども、右側の建設費、全体の46億8,600万円の金額出ておりますけれども、その金額別に現在価値法に直したのが左側の表ですけども、この中で、大きく金額が動いております処理場の機械、電

気につきましては、これは更新が15年に一度ということで、50年で計算しておりますので、更新が3回出てくるということで、現在価値法に直すと金額が大きくなっておるといことになります。

そして、用地費につきましては、当初2億4,000万円で買っておるのが、これは用地につきましては更新がないということで、50年に分割した費用を考えて、現在価値法に置き換えて金額を表しておりますので、小さく数字になっております。維持管理費につきましては、建設費が発生しないということでゼロですけども、現在価値法では出てきますということで、一応そういう金額になっております。

時間の関係上、端折った説明になりましたけども失礼しました。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の御浜の阿田和处理区ですけれども、各委員のご質問の確認、または改めての質問頂戴いたします。どなたからでもお願いいたします。どうぞ。

(委員)

今回の再評価の理由なんですけども、先ほどのご説明で耐震診断というのが加わっています。そうしますと、耐震診断の結果で何か対処をしなければならないような場合には、この事業として23年ではなくて、もっと前倒しでやるようなことが出てくる可能性はあるのでしょうか。

(御浜町生活環境課長)

この阿田和处理区につきましては、新しい耐震診断は阪神淡路のあれから出てきまして、平成10年に制定されたわけですけども、そのときにはうちの処理施設は建設が始まっております、対応できなかったわけです。一応、建物については耐震診断はOKだということなんですけども、土木構造物、水処理系の水を貯めるタンクとか、そういうものについて耐震診断が必要だということが言われておまして、それについて建築物とそういう水系の貯まる施設が一緒になっている部分もございます。それで、非常にそれは難しいんですけども、水処理系の単体であるものについては、将来的にはやっぱりソフト面、ハード面を一緒に考えていかななくてはならないということで考えております。

(委員長)

よろしいですか。

(御浜町生活環境課長)

ですから、耐震診断の結果によりまして、対応がまた出てくるんだというふうに考えておまして、ここでは現在どういう診断が出るかわかりませんので、そういう金額面については計上しておりません。

(委員長)

はい。ほかにご質問。どうぞ。

(委員)

今回の質問に対する答という形の方の書類の2ページには、代替案の検討について、合併浄化槽との比較の話で、「行っていません」というようなお答えだったというふうに思いますけれども、前回説明のときにいただいた資料を見てみますと、一応代替案として合併浄化槽の代替案のお話には触れてみえるんですね。で、一応代替案として挙げられるけれども、下水道事業が管渠の建設が完了しているし、ほとんどあと3系列目の増設を残すのみとなった現状での代替案は現実性がないんだというようなことを書いてはみえますけれども、一応代替案として合併浄化槽を考えましたというような形には書類は出ておまして、その計算の結果が前回いただいた資料には1.5というふうにB/Cが書いてあって、

一応おっしゃるとおり、これだけ事業が進んでから代替案の検討をしても、合併浄化槽の現実性はあまりないというようなご説明だというふうには、理解はするんですけれども。ただ、今回非常に狭い地域で、計画対象人口が3,300人なんですよ。3,300人の地域の下水道事業に45億使われるという計画だというふうに、私は拝見しています。

3,300人、この御浜町さんがどういう世帯をお持ちかわかりませんが、平均3人家族だとしても1,100世帯ですよ。1,100戸のこれだけ密集した地域に、全戸に合併浄化槽を、例えば100%町の方の負担で付けられたとして、1戸当たり100万と。もう本当に概算ですけれども100万と考えたって、11億で済んでしまう。その11億で済んでしまう全戸に合併浄化槽を付けませんかという案と、今回45億を使って3,300人分の計画人口を持つ下水道計画をしましょうという計画と、そこら辺の計画のお金と効果の、その辺の説明というのは、3,300人の方たちにどの程度事前になさって、どの程度皆さんの賛同を得た上で計画をスタートされたのかなというのがちょっと気がかりなんですけれども。そこら辺のちょっと今回の質問には出てない部分ですけれども、お答えいただけますか。

(御浜町生活環境課長)

最初の方の質問ですけれども、面整備が終わってしまっておるという形で、再評価するにあたっては合併浄化槽との比較をしないといけないということで、合併浄化槽の比較をしましたけれども、一番当初のときには計画立てる、実施する時点では、合併浄化槽の比較はしてないよという意味で書いております。ですから、今回再評価にあたっては、合併浄化槽で評価したよという形で解釈しておりますので、その点だけご了解いただきたいと思っております。

当初、地元説明会という形でどの程度したのかということですが、私どもは下水道にあたって説明会、42回くらい行いました。地元で、その中でいろいろ話もありまして、「やろうじゃないか」という話になりましてやったわけです。この阿田和地区というのは、なかなか軽自動車も入らない所が非常に多いわけです。それについては、この再評価にあたっては道路を新しくつくるか、そういうことで比較評価をするわけですが、実際狭い道路が非常に多い所で、住宅がかなり密集しているという所で、具体的に浄化槽は、実際に合併浄化槽を運ぶこともできないという所が非常に多いわけです。ですから、そういう所についてそれを浄化槽ですとなると、道路改良から全部していかないといけない。それには住宅の立ち退きとかいろんな面も出てきます。

ですから、我々としては、地元の意向も踏んで、そういう立ち退きからしてそういう事業を進めるのは非常に難しいという解釈に立って、下水道をするということでしたわけです。実際、私も用地買収15年くらいやりましたが、非常に用地買収は難しい問題です。そういうこともありまして、実際下水道やって、年寄りのおばあちゃんなんかは、実際に今まで水洗化したいけれども浄化槽を据える所もないし、道路から運ぶこともできないと。ですから、水洗化できないという家が非常にありまして、年寄りの方にも下水道できて水洗化できたということで、非常に喜んでおられるのが現実です。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

今、データ持ってみえないかもしれませんが、当地の着手する前の合併浄化槽の設置率というのはどれくらいだったのですか。合併浄化槽とは限りません。単独でも結構です。浄化槽の設置率というのは、かなりでは低かったわけですか、もともと。

(御浜町生活環境課長)

かなり低かったです。今でこそ浄化槽そのもの、合併浄化槽、かなり小さくなりましたけども、平成5、6年ごろはかなり大きな浄化槽でしたので、非常に広い土地がいるということで、本当に数えるほどしか合併浄化槽は設置していなかったです、この阿田和地区については。

(委員)

単独浄化槽はわかりますか。

(御浜町生活環境課長)

単独浄化槽はどうですかね、ちょっと、3分の1くらいはあったかもわかりません。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ちょっと私いいですか。オキシデーションディッチされたのは非常に経費節約だと思うんですけども、あれ屋根ついていましたか。ベージュ色の建物でしたね、42号線の横の。屋根。

(御浜町生活環境課長)

この処理場は、海岸部に非常に近いということで、台風時期には砂が飛ぶという現象が起こります。ですから覆蓋を認可を取りましてしております。

(委員長)

そうですね。あれがないと臭いと、また風のときの飛沫が大変だと思ったので。それはともかく、2つ。2系列に入るときに、今のように休止ということは考えられなかったの

かということが1つ。2系列の建設に入るときに、いわゆる3系列はちょっと云々ということで、さっきのご説明で休止に入られたんですけども、2系列のときもいわゆる計画量よりも少し下回る。その時点で休止ということは考えられなかったのかということが1つです。

それから、もう1つは、これだけ休止して、当該計画の予算は担保されるのかということなんです。この2点なんですけど。

(御浜町生活環境課長)

当初、2系列つくるときにその話もございましたけども、やはり水がどういう形で入ってくるかというのが全然わかりませんので、それでトラブルも1基だけだと対応でききれない面もありますので、事業団さんの方と相談しまして、かなり機械、電気で入札差金も出ましたので、つくるということになりました。

(委員長)

はい。予算はどうですか。いわゆるこの1系列、2系列、3系列の事業予算なんですけれども、これだけの休止期間があっても3系列の予算はもう担保されるのですか。

(御浜町生活環境課長)

それについては、変更認可で事業を延ばしていけば担保できると考えております。

(委員長)

素晴らしい制度ですね。はい、ありがとうございました。ごめんなさい、ほかの委員の方、いかがでしょう。委員、何かございませんか。山の上から海を見て。

(委員)

地元のことなのであまり質問したくないと思っていたんですけど。先ほど課長さんがおっしゃったのは、地元の状況は本当に非常に路地が深いので、ジープも入らないような所で、確かに合併浄化槽の設置に関しては非常に困難な地域が多い熊野地域なので、その部分に関しては非常に説明が適切なのかなというふうに考えています。

あとの費用対効果とかそういった部分に関しては、なるだけ効果的にうまく使っていたきたいなと、そのように思います。

(委員長)

ありがとうございました。そうしますと、ただ今から一旦休憩を挟みまして、109番、110番の下水道事業について、委員会意見をとりまとめることにいたします。司会不手際で申しわけございません、50分も時間超過しまして。いかがでしょう、事務局、再開の時刻は。

(公共事業運営室長)

4時半くらいでどうでしょうか。

(委員長)

委員の方々、4時半。はい。

(公共事業運営室長)

委員長、ちょっと県庁の下水道室から。

(委員長)

はい。

(道室)

県庁の下水道室ですが、先ほど委員長と委員の方から、下水道事業、都市下水路事業の新規と継続の扱いについてご質問があった件につきまして、補足を説明させていただきます。これにつきましては、一応磯部の排水区、要は集水エリアの面積は、新たにおこしたわけじゃないという点で、継続であると。それと、もう1つ都市計画決定につきましても、これ町都計なんですけど、一応都市計画決定の変更で今の集水面積を増やした形でやるということで、新規に打つということではないということ、継続の事業というふうな扱いにさせていただいているという状況でございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。すいません、ついでに。合理式は県下全部で使われるんですか、都市下水路に。

(下水道室)

ほとんどがそうですね、合理式は。

(委員長)

ありがとうございます。16時30分でございます。はい、では再開4時半に行います。お待ちください。

(休憩)

(委員長)

よろしいでしょうか。では、委員会を再開いたします。時間を超過しまして、大変ご無礼な次第でございました。今しがた休憩時に意見書案を検討いたしましたので、私が読み上げます。なお、文章化された意見書につきましては、後刻事務局より各委員に配付、手交していただきます。それでは、読まさせていただきます。

意 見 書

(平成16年度第2回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より下水道事業2箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、同日に開催した第1回三重県公共事業評価審査委員会及び同年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 下水道事業〔市町村事業〕

109番 磯部都市下水路

110番 御浜町特定環境保全公共下水路(阿田和处理区)

109番については、昭和53年度に事業着手し昭和62年度に一旦事業を完了したが、その後の社会状況の変化により事業計画を見直して継続しようとする事業である。また、110番については、平成7年度に事業着手し10年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、110番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、一層のコスト縮減に努めるとともに、具体的な縮減計画額を示されるよう求めるものである。

109番については、集水域の変更理由、主たる溢水地点、調整池の機能、工事費の内訳(当初計画との比較が可能なもの)などの説明が不足であり、排水計画の妥当性を判断できなかった。したがって、これらを説明しうる資料の提出を待って再審議とする。

なお、下水道事業における「見直し」について、「新規」との違いについて、他の公共土木事業の考え方と比較して説明するよう県に求めるものである。

以上、第2回の意見書でございます。委員の皆様方、意見書の内容よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、当意見書をもちまして答申といたします。

それでは、議事次第5の再評価対象事業の聴取を行います。先ほど事務局から説明のあったように、4番から8番までを一括して説明してください。この間、委員の皆さんは質問等がございましたら、お手元の質問書のご記載ください。なお、ご質問は8月16日月曜日までに事務局へ提出してください。それでは、再評価対象事業の聴取を行います。本日の委員会終了時刻は、ごめんなさい、少し時間が超過しました。事務局、このとおりで。

(公共事業運営室長)

18時ごろを目標に。

(委員長)

はい。概ね18時といたしますので、説明者の方は簡潔明瞭に一箇所あたり15分以内をめどに説明をお願いいたします。では、まず4番のふるさと農道整備事業から順次説明をお願いいたします。どうぞ。

4番 上川地区 松阪市

5番 度会北部地区 度会町

6番 道行竈地区 南島町

7番 伊賀2期地区 上野市、名張市、青山町

8番 上野依那古2期地区 上野市

(農水商工部長)

農水商工部長の石垣でございます。今日は大変お疲れのところ、私ども今から農水商工関係の説明に入らせていただきます。その前に一言ご挨拶をさせていただきたいと考えております。

ご公知のとおり、本年度から総合計画しあわせプランがスタートいたしました。私ども農水商工部は、三重の産業を元気にということを目標に置きまして、さまざまな事業を今推進しております。特に、このプランの中で農業関係、水産関係につきましては、安心を支える力強い農林水産業の振興、快適で豊かな農山漁村づくりの着実な推進に取り組むことといたしております。中でも農山漁村の生活生産環境の向上を図るための公共基盤の整備はそのベースとなるものであり、極めて重要なものと考えております。このような認識から、今年度委員会におきましてご審議を受けますのは、8地区を予定いたしております。8地区であります。これはそれぞれ農山漁村の利便性の向上、安心な地域づくりなど、それぞれの地域にとっては大変重要な事業となっております。

そこで、この8つの事業を3回に分けてご説明させていただいてご審議いただくことになるわけですが、まず本日はふるさと農道整備事業の上川地区、度会北部地区、道行竈地区、そして広域農道整備事業の伊賀2期地区、農免農道事業の上野依那古2期地区の計5地区の事前説明をさせていただきます。また、次回の第3回の再評価審査委員会には、この5地区の審議と新たに防災ダム事業の菟川・寺家池地区、海岸保全施設整備事業の村松地区の計2地区の事前説明を予定いたしております。そしてさらに、第4回の再評価審査委員会には、この2地区の審議と、地域水産物供給基盤整備事業舟越地区の事前説明を予定いたしております。

これらの8地区につきましては、費用対効果の点も含め、事業継続実施について再度検討いたしてまいりました。委員長はじめ再評価委員の皆様方には、私どもの考え方をご説明させていただきますので、誠に恐縮でございますがよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。それでは、ただ今から今回の5地区につきまして、担当からご説明をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

なお、大変私勝手をいたしますが、実は9月議会の補正予算の今からレクがございまして、途中退席をいたしますが、以下総括室長の方から詳しく説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。退席いたしますことをお詫び申し上げます。どうかよろしく願いします。

(農山漁村室長)

農山漁村室の片山でございます。よろしく願いいたします。座らせていただきます。再評価のご審査に先立ち、農道整備事業の事業区分につきましてご説明申し上げます。

農道は農産物の流通経路の確保、農産物のコストダウンや品質向上による農業経営の安定を確保するとともに、農村地域の生活環境の改善を実現し、地域の活性化につなげることを目的に整備をしております。農道整備事業は、対象とする受益農地の規模等により区分されておりまして、1以上の市町村を対象とした農村地域の基幹農道を整備する広域農道、農免農道がございまして、また、一定地域のほ場内の幹線農道を整備する一般農道がございまして、これらは国の補助事業によりまして整備を進めているところでございます。

また、地域内の農道といたしまして、農村地域の定住環境等を改善し、地域の活性化につなげる農道として、ふるさと農道がございまして、ふるさと農道には、国の補助事業の路線に接続し、農道の整備を促進する促進型、国補事業に併設して歩道等の整備を行う合併型、地方単独事業として行う単独型の3つのタイプがございまして、ふるさと農道は、県単独事業として、起債事業として整備を進めております。

今回ご審査いただきますのは、これらの農道整備事業のうちふるさと農道といたしまして、上川地区、度会北部地区、道行竈地区の3地区。広域農道整備事業といたしまして、伊賀2期地区。農免農道といたしまして、上野依那古2期地区の5地区でございます。

それでは、まずふるさと農道上川地区からご説明を申し上げます。上川地区につきましては、松阪市西部の上川町、山添町に平成6年度当初事業費6億、延長2,600m、事業期間4年で事業採択いたしました。事業着手の平成6年度には、測量設計を実施しまして、平成7年度より工事に着手し、並行して用地買収を行い、現在に至っております。平成16年度には図面の赤色の部分を実施予定で、平成16年度までに事業費で98%が終了する予定をしております。17年度には青色部分を施行し、事業を完了する予定をしております。

再評価を行った理由といたしましては、事業着工以来10カ年が経過し、要綱第2条に基づく再評価を行ったということでございます。

事業概要と周辺環境の変化ということでございます。上川町、山添町の両集落を結ぶ道路は、蛇行した幅員2m程度の未舗装道路しかなく、また集落を通る道路も幅員が狭く、ライスセンター等の農業用施設への農産物の流通に支障を来してまいりました。また、山添町から松阪市内へは幅員も狭く、かつ道が蛇行した旧街道の県道松阪環状線を通ってまいりました。さらに付近に松阪市の総合運動公園や最終処分場を整備する計画があり、これらの農業用施設等への流通の改善やアクセス機能の向上を目的として、この農道を計画したところでございます。総合運動公園は平成9年に着手され、最終処分場につきましては平成11年3月には完成しております。また、周辺では県道御麻生園豊原線が完成いたしまして、国道42号線バイパスの工事なども進められております。

全体計画の変更でございますが、当初事業費6億円に対しまして、変更後は10億3,000

万円となりました。これは用地買収単価が、当初 1 平米当たり 6,000 円で計画していたものが、鑑定評価の結果 1 平米当たり 9,500 円となったこと。舗装工において軟弱地盤が確認されたため、路床改良を行ったこと。上川町におきまして、河川と堰の移転を行ったこと等の原因によります。

代替案でございますが、事業が 90%以上完了していることもございまして、現計画が妥当であると判断しております。

財政状況の変化でございますが、本県非常に厳しい財政状況でございます。それに伴って進捗につきましても伸び悩む傾向でございますが、さらにコストの縮減を図って計画的な事業を進めてまいりたいと、かように考えてございます。

次に、費用対効果でございます。費用対効果分析でございますが、本事業は平成 15 年に費用対効果の算出を行ったところ、便益 19.3 億円、費用 12.4 億円で、費用対効果 1.56 ということでございます。

次に、コストの縮減ということでございますが、コストの縮減につきましては、舗装工において再生砕石、再生アスファルトの利用をはじめ、残土の一部をほ場整備工事の床上げに利用することにより、約 6,800 万円のコスト縮減を図っているところでございます。このようなことから、本事業を継続いたしたいということで考えております。

次に、ふるさと農道整備事業度会北部地区についてご説明申し上げます。所在地は度会町鯉川大久保平野地内でございます。度会町は三重県の南東部度会町のほぼ中央に位置しております。東は伊勢市、西は大宮町、大台町と接し、北は国東山を境として玉城町と多気町に接し、南は南島町、南勢町と接する内陸地でございます。地域の重要なライフラインである道路につきましては、東西に主要地方道伊勢大宮線が、南北に主要地方道伊勢南島線、度会玉城線が走っておりまして、隣接する玉城町には伊勢自動車道の玉城インターチェンジがございます。

度会町は古くから茶の生産が盛んな町でございまして、度会町のブランド名で高い品質を誇っております。戦後の開墾により生産が本格化したしまして、昭和 30 年から 40 年代にかけて茶園の開発に取り組んでまいりました。また、水田におきましては、ほとんど基盤整備が完了し、水稻生産は茶とともに重要な基幹作物となっております。

受益地営農状況についてでございますが、当農道の受益地は計画ライスセンターの利用エリアを対象に、宮川の左岸と右岸に広がる水田 162ha と J A 伊勢緑茶加工センターを利用する茶園 49ha、合わせまして 210ha となっております。この地域は宮川からたちこめる霧により、極上の茶葉が収穫される所で、農産物の大型機械化が進み、担い手農家を中心とした乗用茶摘機による大型機械化農業が進められております。

事業の目的でございます。当地域は良質な茶園や基盤整備された水田が広がっていますが、基幹となる農道がなく、農作物の流通や町が推進する大型機械化への移行に支障を来しております。こうしたことから、良好な輸送ルートの確保、基盤整備と併せた大型機械への移行により、農産物生産コストの低減を図り、農業経営の安定と生活環境の改善、地域の活性化を目的に、平成 6 年度に事業期間 4 年間、全体事業費 11 億 8,000 万円としてふるさと農道整備事業を計画いたしました。当初の事業内容は、全体延長 2,810m、道路工 2,676mなどでございます。

再評価を行った理由といたしましては、同じく要綱 2 条に基づくものでございます。

事業の進捗と今後の見込みでございます。平成6年度の事業着手時には測量設計を行いまして、翌年度に用地測量を実施し、翌々年度から用地の買収に着手いたしております。平成9年度から工事に着手し、現在に至っております。これまで事業費ベースで50%が完了いたしております。道路延長で見た場合は、全体延長2,810mのうち、1,199mの道路工が完了しており、42.7%の進捗ということでございます。今後は厳しい財政状況でございますが、平成20年度には全体計画を完了することを考えております。このことにつきましては、用地買収も全線完了しておりまして、計画期間内に十分完了できるものと確信しております。

次に、全体計画の変更ということで、ご説明申し上げます。当地区は実施設計時に深い谷部に架かる橋梁取付部で特殊な擁壁工が必要となりました。また、想定外の岩盤が出現いたしまして、岩掘削が必要になったほか、法面緑化においても岩盤では直接種子のみを吹き付けても発芽が見込めないことから、土と共に種子を吹き付ける工法に変更せざるを得ないということでございました。このような要因が積み重なりまして、計画期間は11年間の増、全体事業費は5億2,500万円の増ということになりました。

周辺環境の変化ということで、現在稼動しております既設ライスセンターは老朽化が進み、周辺に開発された住宅団地から操業時の騒音に対する苦情も出てきております。また、ライスセンターへの搬出車両により、学童の通学などに支障を来しておりまして、このために計画路線沿いに新たに新ライスセンターの建設を計画しております。このライスセンターの建設につきましては、既に計画路線沿いに一部用地を取得しているところでございます。また、度会町では町役場の新築移転の実施や計画路線沿いへの多目的ホテルの建設、多目的ホールの建設、森林資源の有効活用を図るための木材加工場の誘致計画などがあります。

宮川ルネッサンスということで、近年宮川流域を対象とした宮川ルネッサンス事業が展開され、地域の特質の再発見とかその有効な利用として「流域案内人」による数々のイベントなどが開催されておりまして、多くの人々を集めるとともに、地域の自然や歴史文化の継承を図っております。この計画路線沿いには歴史的資産である国東寺がございまして、史跡を巡るハイキングなどが開催されております。町ではこのような中、宮リバー度会パークなどとともに情報発信を行い、こうしたイベントの実施によりまして、町内外の人たちに町の魅力をより多く紹介していきたいという計画を持っております。

このため具体的に申しますと、道路の北側にある牧戸馬頭池におきまして、周辺の景観整備を行って、国東山と併せた一体的な散策ルートの開発や、特産品であるお茶、しいたけを利用した茶摘体験、しいたけ狩りなどの地域特性を生かした観光資源の開発を計画しておりまして、当農道はこれらの施設などへの集客交流を高める上からも重要な道路ということで考えております。厳しい財政状況でございますが、さらにコスト縮減を進めながら事業を進めてまいりたいと思います。

費用対効果でございますが、今回費用対効果分析を行いました結果、維持管理費を含めた総費用25億2,100万円に対しまして、総便益44億5,700万円で1.77とあります。少し詳しく便益の内容をご説明させていただきます。

生産性の向上といたしましては、生産効率向上便益と生産基盤拡充便益で、5億6,500万円となっております。この生産性向上便益は、農業関係の効果といたしまして計画され

ているライスセンターや緑茶加工センターへの農産物の搬入や、市場への搬出に係る輸送車両の走行経費、人件費、農産物の積み下ろしによる労働経費を向上しております。また、林業関係の効果といたしましては、計画道路の北側に広がる山林 480ha のうち 310ha の針葉樹林を対象に算定しております。次に、生産基盤拡充便益として、残土処分による床上げで排水不良が改善され、増加する生産量や将来的な荒廃防止による水源涵養の便益を計上しております。

自然防御機能維持便益としましては、水源涵養の便益と土砂流出等の災害防止便益で、11 億 3,400 万円となっております。この水源の涵養便益と土砂流出等の災害防止便益は、林業効果の対象となっている森林を対象として算定しております。

アクセス環境の向上といたしまして、アクセス機能向上便益と交通事故減少便益、環境改善便益で、16 億 1,500 万円となっております。この向上便益につきましては、交通量調査地点の通過交通台数のうち、15%の車両については計画道路が開通した時点で、この道路に流入すると想定して算定しております。具体的には現在主要地方道伊勢大宮線から主要地方道度会玉城線、伊勢自動車道玉城インター方面へ向かう車両、またこの逆方向を走行する車両が計画道路へ流入するとして算定しております。現況の走行ルート延長 6.37 km、走行速度 33 km に対しまして、計画の走行ルートは延長 4.85 km、走行速度時速 40 km となり、距離で約 1,520m、時間で 5 分間の短縮となります。あと、交通事故減少便益及び環境改善便益を算定しております。

次に、レク機能等の提供ということで、余暇空間創出便益で約 11 億 1,800 万円となっております。国束寺や旧寺院跡の国束山を巡るハイキング、多目的ホールを拠点とした茶摘体験、しいたけ狩り、水環境整備事業で整備される牧戸馬頭池等への想定来訪者数をもって算定しております。その他としてわずかではございますが、更新便益を 2,600 万円計上しております。

地域の意向といたしましては、当地域の担い手農家の育成による農業経営の省力化、あるいは安定化、町の総合的な施策の実現に向け、当該計画道路は極めて重要ということで、早期の事業完了を強く要望していただいております。

次に、コストの縮減でございます。これまでコスト縮減につきましては、材料に再生骨材を採用するなど、その縮減に努めてまいりました。町内の排水不良田に残土処分を行い、建設残土の運搬コストで 1 億 3,000 万円の縮減を図るとともに、将来的な荒廃田の防止に寄与してきております。今後は舗装工事におきまして、再生骨材を利用し、またそのことで 370 万円、再生アスコンで 70 万円の縮減を図っていきたいと、このように考えております。

当該計画路線の全線において、既に用地買収も完了しておりまして、計画路線を今後も継続して整備を進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

続きまして、ふるさと農道道行竈地区のご説明をさせていただきますが、その前にあたりまして、道行竈地区の再評価につきましては、1 年かけて南島町ご当局、地域の皆様方と一体となって鋭意課題解決に努めてまいりました。この結果、お陰をもちまして大きな課題でありました公図混乱地域の調整等も解決し、今回ご審査をいただくこととなりました。地域調整の過程で地域からの当該ルートの整備を願う熱い思いに触れまして、私どもといたしましても、改めてこの路線を整備する必要性を確認したところでございます。私

どもが再評価いたしました内容につきましては、これから具体的にご説明申し上げますが、幅員 2 m 余りの町道しかない当地区につきまして、この路線が整備されれば陸の孤島の状況が解消され、地域の生活面、産業面の利便性が飛躍的に高まるとともに、防災機能面も画期的に向上するものと確信しております。

それでは、ご説明させていただきます。道行竈地区でございます。所在地につきましては、度会郡南島町道行竈、大方竈地区でございます。南島町は三重県の中西部、伊勢志摩国立公園第 2 種特別地域の南玄関に位置しております。東は南勢町、西は紀勢町、北は度会、大宮町に接しまして、南は熊野灘を臨んでおります。

地域の重要なライフラインである道路は、町道阿曾大方線、町道阿曾浦港線がございます。また、町の海岸沿いを東から西に国道 260 号線が走っておりまして、伊勢及び紀勢方面への重要な道路となっております。

地域の営農状況等といたしましては、町全体の 90% が急峻な山地であるため、計画地区内の受益地も地理的条件に恵まれておりません。山間地に水稻栽培を中心とした耕地が点在しております。しかしながら、近年栽培農家の高齢化や地理的条件から、将来的な営農の継続が懸念されるため、町におきましては南島町水田農業ビジョンの中で担い手農家の強化育成ということを大きな柱として施策を推進しているところでございます。

現況の道路の状況といたしましては、この画面にもございますように、地区内の道路は唯一町道阿曾大方線の 1 本でございます。町道の全幅員は約 2.5m と非常に狭く、路上での対向は困難な状況になっておりまして、深刻な状況になってございます。さらに懸念されております南海地震による防災対策も、現道では極めて不安でございまして、早急な道路建設が不可欠であると、このように考えております。

事業の目的でございますが、このような現状を踏まえこの事業を計画いたしましたところでございます。当初の計画につきましては、山間部にルートを設定いたしましたため、蛇行を繰り返す平面線形となり、縦断勾配も急設定となり、8 段にも及ぶ切土計画を避けることはできませんでした。さらに、計画道路の起終点におきましては、公図混乱の用地と、一部地権者の事業計画への同意を得ることが困難になり、平成 12 年度に再検討し、ルートを変更いたしました。現計画は全幅員 5 m、有効幅員 4 m、トンネル部 504m を含めまして、総延長 871m ということでございます。総工費につきましては、17 億 2,000 万円でございます。

再評価を行った理由といたしましては、要綱 2 条に基づくものでございます。

事業の進捗状況と今後の見込みでございます。平成 10 年度から路線測量等に入り、平成 12 年度に用地調査に入ったところ、この地域は公図混乱地域と判明いたしました。また、国立公園内の第 2 種地域でもございまして、工事も自ずと制約を受けます。このため、工事幅が縮小できる現在のルートに変更いたしました。平成 14、15 年度におきましては、公図混乱を整理し、現在では用地買収のめどもついております。本年度でできますれば調査設計を完了させ、以後工事に着手したいと考えております。財政事情も大変厳しいときではございますが、この道路の重要性に鑑み、平成 24 年度には全体計画を完了する見込みでございます。

全体計画の変更ということで、平成 12 年度に用地買収が困難になった際、走行性、施工性、経済性等を考慮してルートを変更いたしました。新ルートにつきましては、伊勢志摩

国立公園第2種保護地域内の環境に配慮し、切土計画による法面崩壊の防止と森林伐採を極力軽減させるためトンネルを長くいたしました。変更前のトンネルの延長 170m、変更後は 504mと、334mの増となっております。

周辺環境の変化といたしましては、この地域への進入路が狭く、地域の活性化を図るため早急な工事が望まれる、その1点でございます。コスト縮減を進めて整備に努めてまいりたいと思います。

次に、費用対効果でございます。まず、アクセス環境向上便益でございます。9億7,200万円でございます。これは伊勢市、南島町方面は現況では町道阿曾大方線から国道260号を利用いたします。つまり、図で申し上げますと、A、D、E、Fになります。計画後は町道阿曾浦港線を通じて国道260号に至ることとなります。図で示しますと、A、B、Cの経路になります。距離にして2,500m、時間で10分間の短縮となります。

次に、余暇空間の創出便益でございます。6億800万円を計上しております。これにつきましては、南島町は大方竈、道行竈など、南島ハケ竈と呼ばれ平家の落人によってつくられた町というふうに言われております。この竈方の総氏神を祭った八幡神社を起点といたしまして、山道を登ると絶景の遠州竈に至り、さらに北に進路を取り、備長炭の原材料となる姥女榎の林を抜けると局ヶ頂に至ります。この森の中を散策できるハイキングコースを潮香る山の道平家街道として古くから地域内の方々などに利用されておりました。また本計画路線地域内にも平家街道を復活させておりますので、計画路線開通後はさらなる観光客の増加が大いに期待されると考えております。

生活基盤拡充便益については、1,300万円でございます。

次に、災害等軽減便益でございます。2億8,000万円でございます。これは地域内の背後地が山、そして前は海という地形であるため、わずかな平坦地に住宅が隣接して建っており、地区に進入する道が非常に狭く、火災等の災害が一旦発生した場合はたちまち大惨事に至ることが非常に懸念されております。このようなことを解消するためにも、この道路を早急に建設し、緊急自動車等の速やかな搬入を可能にすることが必要であると、このように考えております。

次に、運搬経費軽減便益でございます。これにつきましては、14億5,600万円をカウントしております。このことにつきましては、海岸堤防の改修あるいは急傾斜の法面保護等の大規模な工事に関する資材の搬入につきましては、現在この地区につきましては海上輸送に頼らざるを得ないのが実情でございます。当然陸上輸送に比べて海上輸送の方が輸送コストも高くなり、工事費も増大いたしております。この道路ができれば、そうしたものは陸上輸送することが可能になるため、コスト縮減にも大きく貢献するという事で、この数字を計上させていただきました。

この結果、費用便益につきましては、総費用15億1,500万円に対しまして、総便益33億2,800万円ということで、費用対効果指数は2.20という計算をいたしました。

地元の意向でございますが、地理的条件からも農地の荒廃化の防止、生活環境の改善、東南海地震等の災害防止、このようなことから、1日も早い道路の完成を望んでいただいております。

コスト縮減につきましても、工事にあたっては再生骨材を採用する等して、コストの縮減に努めたいと考えております。

代替案ということで、現道拡幅案もございますが、急傾斜地と海の境に住宅が密集しており、さらに真珠養殖小屋が堤防に隣接して海上に設置されております。まず、このような状況から用地所得が困難であること以上に、堤防改修の事業費は道路をつくるよりも高くなります。このため、事実上不可能であるというふうに考えております。

以上のことから、ぜひとも本道路を建設いたしたいと、かように考えております。

次に、広域農道整備事業伊賀2期地区でございます。この2期地区の工期は、平成元年から平成18年度ということでございます。全体事業費は108億8,300万円。平成11年度の再評価時におきましては、102億4,600万円でございます。

伊賀地域の道路につきましては、地域の中央部を東西に縦貫する名阪道路が整備されているものの、上野市他1市1町を相互に連絡する基幹農道が未整備となっております。このため、地域が有する高い農産物の出荷等にあたりまして、大阪と名古屋の中間地であるという恵まれた立地条件を最大限に発揮できない状況にございました。このため、効率的な輸送体系の確立とか、ふれあい農園の体験農業、地域交流の拡大など、地域の活性化を進める上からも、伊賀地域内を回廊的に結ぶ道路の1日も早い実現が待たれておりました。

こうしたことから、伊賀地域の農地を結び、農産物の流通の合理化、農業施設、例えば乾燥調整施設、アスパラ出荷場等の広域的利用と生産環境の近代化を図り、併せまして地域の利便性の向上を図るために、広域営農団地整備計画を策定し、その基幹となる道路として通称伊賀コリドールと言っておりますが93km、農道区間はそのうち46.4kmでございますが、これを広域農道整備事業として整備するものでございます。このうち2期地区につきましては、上野市を起点とし、名張市を經由し、青山町に至る延長34.6km、農道区間につきましては、そのうち20.7kmでございますが、この2車線の農道でございます。

再評価を行った理由は、同じく要綱第2条に基づくものでございます。

事業の進捗と今後の見込みでございます。平成元年度の事業着手時には測量設計を実施し、平成2年度から工事に着手いたしまして、並行して用地買収を行いながら、現在に至っております。この間、平成11年度に一度再評価を実施いたしました。進捗率といたしましては、これまで76%を完了いたしまして、残事業は24%ということでございます。厳しい財政状況でございますが、この2期地区については県民しあわせプランにおける重点化事業として位置づけられておりまして、平成18年度には全体計画を完了させていただきたいというふうに考えております。

事業を巡る社会経済状況の変化といたしましては、平成11年度再評価からの変更ということで、平成16年度、先ほど申し上げましたように、全体事業費は108億8,300万円となっております。これは事業費といたしまして、6億3,700万円の増ということでございます。これは前回事業費の変更が概算でされていたため、その精査を平成12年度に行ったためでございます。

周辺環境の変化といたしましては、現況道路は1車線であり、市町村合併で市町村を結ぶ重要な道路として推進が望まれる事業となっております。また東南海地震の防災避難道としても指定され、大変重要な位置づけをされておる道路であるというふうに思っております。厳しい財政状況でございますが、重点プログラムの対象事業として、コスト縮減を進めながら、18年の完成をめざして頑張っていきたいというふうに考えております。

次に、費用対効果でございます。費用対効果分析につきましては、昭和 61 年度、平成 11 年度に行いました。そのときの数字でございますが、それぞれ 1.12、1.11 ございました。現時点での費用対効果分析を行いました結果、2.21 となりました。伊賀 2 地区だけで分析いたしますと 2.44 となります。アクセスの考え方は、現況ルートと計画ルートとの距離、時速差から片道 18 分の時間短縮となりました。費用対効果のこの数値の変化につきましては、本県は平成 13 年度より公共事業評価システムの向上便益の算出を行った結果ということで考えております。

この路線につきましては、伊賀 7 市町村間の生活面、文化的な交流の促進につながることから、地元からも大変強い要望をいただいている路線でございます。

次に、コスト縮減でございます。コスト縮減につきましては、道路工事で発生した伐採木等をチップ化し、法面緑化材として再利用で 740 万円ほどの縮減を図るとともに、残土の再利用で、1 億 1,000 万円ほど縮減いたすこととしております。

次に、環境対策でございます。道路側溝、この画面にございますように、生物が落ちた場合に這い上げられるような設備を計画しております。

このようなことから、この 2 期地区につきましては、当事業を継続して実施いたしたいというふうに考えております。

次に、最後でございます。上野依那古 2 期地区についてご説明申し上げます。伊賀は三重県の中央西部にございまして、伊賀地域の中で上野市はほぼ中央に位置しております。西は奈良、京都府に隣接しております。道路網でございますが、上野市の中央部を名阪国道と国道 163 号線が東西に走っておりまして、南北に国道 422 号、国道 368 号が走っております。

当地区は、上野市の南部、木津川の右岸に開けた水稻を中心とする農業地帯でございます。特に、伊賀米の産地として付加価値の高い農業が営まれております。農地についてはほ場整備が行われ、地域における営農の改善はされておりますが、農産物の集出荷等を行うための基幹となる農道は整備されておらず、生産流通の基本となる農道の整備が不十分となっております。こうしたことから、本農道が農地の山沿いに計画され、平成 3 年度には上野依那古地区 1,687m の延長でございますが採択され、残り区間は平成 6 年度に上野依那古 2 期地区として延長 2,213m の農道として採択され、現在に至っております。

本地区につきましては、農道はもとより生活道路としても地域の活性化に寄与するものということで期待されております。地域内に低温倉庫 2 箇所、種子センター、農協支店等の施設がございます。その農地の北部に上野新都市が開発整備されておりまして、その隣に友生カントリーエレベーターが設置されております。

再評価の理由でございますが、同じく要綱 2 条に基づくものでございます。

事業の進捗状況と今後の見込みについてでございます。平成 6 年度に測量設計及びほ場整備に隣接する土地の用地買収を行い、平成 7 年度より工事に着手いたしまして、並行して用地買収を行っておりますが、起点部依那古地区との接点におきまして区有林が存在し、その持ち分の権利について訴訟中であることと、周辺の山林は以前に上野南部開発という計画がございまして、県外、主に大阪・奈良でございますが、この県外の所有者が多く、買収に日時を要したこともありまして、工事の進捗が遅れております。これまで 37% の進捗率でございますが、残事業量は延長でいいますと 2,103m ということでございます。

この道路につきましては、環境調査を行った結果、市指定の文化財、タニヘゴでございますが、タニヘゴや稀少生物の位置が判明いたしました。このため、この位置を回避すべく検討をしております。今回路線の変更を行いました。その結果、道路の延長は当初2,213mでしたが、187mの増ということで、2,400mの計画でございます。事業費につきましては、延長は延びるものの、ほ場内の道路を拡幅利用するため、金額については変更なしという形でコスト縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

費用対効果についてでございます。平成6年度の事業採択時の費用対効果分析結果は1.31でございましたが、現時点では1.46ということでございます。これは2期地区も同じなんですけども、本県は県独自に自然防御機能維持便益とか、アクセス環境向上便益の算出を行っております。今回はそれを加味したことも、その効果分析に影響をしているというふうに考えております。友生カントリーエレベーターへのアクセスルートで国道ルートの距離は約4.5km、所要時間で9分。また、農業ルートの距離は4.6kmで、所要時間で6.9分。その差として距離で約100m長くなりますが、所要時間は2分強短縮されます。

平成9年度に上野新都市がオープンいたしまして、当道路を利用して新都市への通勤者も多く、また新都市道路を利用して、友生カントリーエレベーターへの運搬も可能となったことから、地域の方々は当道路の早期完成を望んでおります。また、上野市比土から依那古間の国道422号線におきましては、一部狭小箇所もございまして、通行上渋滞も多く不便を来しているため、地域の方々からもこの面からもこの農免道路の上野南部2期地区、上野南部地区、上野依那古地区が既に完成していることもございまして、この2期地区の早期完成を強く要望されているところでございます。

次に、コストの縮減でございます。コストの縮減につきましては、伐採材など現場で発生したものをチップ化いたしまして、法面保護材に使用し、産廃処理費あるいは法面保護工事の縮減に努めているところでございます。掘削また掘削残土を付近のほ場整備現場とか道路現場に流用いたします。さらにリサイクル製品の利用といたしまして、舗装再生砕石、再生アスファルトの使用に努めます。こういう結果で合わせまして総額で約1,000万円のコスト縮減を実現したいということで考えております。

このようなことから、私ども再評価を行いました結果、継続をお願いしたいということで判断しております。

簡単ではございますが、以上で農道関係5地区の再評価の考え方をご説明いたしました。何卒よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。質問書への記入なんですけれども、今のご説明等専門用語でわからないことあれば、今の機会にご意見頂戴いたしますが、ご質問も。何か単語とか用語でわからないことございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

下にゴム印の11ページに、度会北部の上に費用便益比の表があります。水源涵養便益の説明がちょっと早口で聞き取れなかったんですけど、道路の北側に森林があって、この道路の整備によって、その周辺の森林が水源涵養に役に立っているのを見込んだというふう

に聞こえたんですけど、それでよろしいでしょうか。

(農山漁村室長)

そういうことでございます。ちょっと早口で申しわけございませんけど、時間が6時までということで申しわけございません。

(委員)

道路は山を削るので、道路そのものはむしろ出水をするから水源涵養にとってはマイナスファクターと思うんです。したがって、道路整備による水源涵養便益の理解ができなかったんですけど。次回の説明でも結構ですが。

(農山漁村室長)

簡単に言いますと、道をつくることによって、森林が管理ができると、道に入ることによって。そのことによってその森林も生きてくると。結果として、森林の水源涵養という部分の効果が上がるということでございます。そのようにご理解いただきたいと思います。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

ちょっと1点確認ですけども。最後の依那古2期事業で、説明資料の中で進捗が例えば37%にして、残事業量が2,103mというふうなことが書かれているんですけども、この今回の審議の対象に事業は、2期地区の事業だけでよろしいんでしょうか。それとも全体なんでしょうか。

(農山漁村室長)

2期地区でございます。この進捗率は、事業費という部分と事業量という部分で、ちょっと申しわけございませんですけど。そうです。2期地区ですね。

(委員)

いや、この表現は全体を。

(農山漁村室長)

進捗率の37%というのは、2期地区の事業費でございまして、その二千何ぼというのは事業量という形になっておりまして。

(委員)

ちょっとよくわかりません。

(農山漁村室長)

資料の4ページをご覧になっていただきたいと思います。全体事業費に対しまして、平成15年までにこのような事業をして、37%の事業費ベースでは消化をしたという形でございます。したがって、これは依那古2期地区だけの進捗率ということでございます。

依那古につきましては、もう既に完成しております。延長の数字も依那古2期地区だけでございます。

(委員)

ということは、2,213から2,103を引いた数字が、もう既にできあがっているということですか。

(農山漁村室長)

そういうことでございます。

(委員)

それはどこを見ればわかるのですか。

(農山漁村室長)

1ページでございます。全体の延長が2,213mでございまして、残りが2,103ということで、110mができておるということでございます。それまでに経費として用地測量とか用地買収とか、そういうものにかかっておりまして、完成延長としてはこれだけということで、ご理解いただきたいと思います。

(委員)

進捗状況の数字が出てますけど、これは関係ないんですか、この数字は。平成7年に237mと、これは関係ないんですか。

(農山漁村室長)

すいません。2,400分の部分ですので、その合計が道路工という形で完成した数字でございます。訂正させてもらいます。297mということで。

(委員)

ああ、そういうことで。

(農山漁村室長)

はい。少し1つ1つの指標が違うもので、ちょっとややこしいことで申しわけございませんが、そういうことでございます。

(委員長)

はい、理解していただいたようですが、ほかにどうぞ。単語、その他ございませんか。はい、どうぞ。・・(テープ交換)

(委員)

資料がパワーポイントをプリントしたもののなので小さくて良くわかりません。特に道行籠のあたりですが、この地図が一体どこの状況のことなのか。それぞれに言えることなんですけど、全体地図がどこに集落地があって、どこに農地があって・・・など見てもよくわからない。例えば今日の資料の中に磯部下水道にあるような、A3の地図にわかりやすく拡大した地図がほしい。

表などの数字がパワーポイントで見せていただいても、ここから見てもよく見えないんですよね。で、プリントを見てもいまいちよく見えないものですから、できたら拡大した状態の地図や表をいただいて、この現状の道路、だいたいこの地図でいうとどのあたりになるのかなというような部分がわかり易くしてください。

(農山漁村室長)

ご指摘を踏まえ、A3ですね。わかりやすいということで、工夫して次回提出させていただきますので、よろしくお願いします。

(公共事業運営室長)

次回でもよろしいですか。

(農山漁村室長)

事前ですか。

(公共事業運営室長)

審査、質問するのにそれを見ないとできない。

(農山漁村室長)

わかりました。帰って早急に整理させていただきまして、事前にお出しさせてもらいます。

(委員長)

では地図の方、よろしくお願いします。ほかに。どうぞ。

(委員)

ちょっと農道整備の基本的なところで常識的な、常識として教えてほしいのですが。1つは農道整備、現在三重県で何箇所くらいが進行中であるかということ。2つ目は、農道整備の総予算というのはだいたいどのくらいなのか。3つ目は、国の管轄は、これはどこになっているのかということ。それとあと、一般道との調整というか、全体計画の調整というのはどこがおやりになっているのか。まあその辺、常識として教えてください。

(委員長)

委員、それは今この場でしょうか、それとも。

(委員)
簡単に。

(委員長)
では、ごく簡単にこの場でご説明をお願いします。

(農山漁村室長)
今年の予算につきましては、約 35 億ほどになっております。それで、私ども所管の省庁は農水省ということでございます。要は一般道路と農道との部分につきましては、例えば県土整備部局との調整とか、いろんなものを含めまして調整をさせていただいたということでございます。整備箇所については、現在何箇所になりますか。広域からふるさとに至るまで、合わせて約 30 地区ということでございます。以上でよろしゅうございますか。

(委員)
総予算というのは、毎年横ばいですか。

(農山漁村室長)
今年につきましては何とか。要は防災対策ございまして、しあわせプランの重点事業に、これもご説明させていただきましたように、コリドール事業が計上という形で。それはいわゆるシーリング外ということで、若干増えております。何とか計画的な事業をそれで果たしたいというふうに思っております。

(委員長)
はい、ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ。

(委員)
次回までに資料あるいは説明をお願いしたい点を羅列させていただきます。上川の 6 ページに費用便益分析の表がありまして、それと上の方には地図があるのですが、農地の受益地はわかるのですが、この便益で一番数値が多いアクセス時間短縮便益ですけども、この受益者はどの辺にいるのか。

それから、次の度会北部のゴム印の 9 ページの上の方に、現道と計画路線が赤線で書いてあるのですが、過去に現道拡幅案との比較がされたら、その比較の結果。

それから、計画ルートもゴム印の 8 ページの下の方に岩盤が出てきて大変だというご説明があったんですけども、山を切り開いていたら当然こういうふうになるので、大変な事業にならないように山裾をルート設定するという案もあると思うんですけど、なぜそれをしなかったのか。

それから、12 ページの上の方にアクセス説明図があるのですが、これの左が多分上流部になるので、そのあたりの方が右側に流れていくことになると思うのですが、その上流部

にどんな受益者、受益地があるのか。

それから、伊賀2期地区については、標高がわかる地図を。表紙の裏に伊賀コリドールロードという絵があるのですが、標高差のわかる図面でこれを書いていただきたい。以上です。

(委員長)

はい。もちろん今のは次回まででよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

確認ですけれども、ふるさと農道の3点は、標準断面は同じですか。それから、伊賀2期のこれは広域農道ですね。それと農免農道は断面ありましたね。広域農道はちょっと断面が確認できなかったんですけど、トンネルとトンネルじゃない部分と断面が違うのかどうか。このあたりを。

(農山漁村室長)

ふるさと農道の3地区につきましては、上川と度会北部は全幅7mですが、道行竈につきましては5mでございます。それから、広域農道の伊賀2期につきましては、全幅8m。農免農道上野依那古2期につきましては、全幅7mとなっております。

(委員長)

よろしいでしょうか、幅員。

(委員)

トンネルに変えましたね。トンネルの断面とはかなり違います。トンネルではない断面ですね。断面というか幅員。

(農山漁村室長)

道行竈ですね。

(委員)

伊賀2期。

(農山漁村室長)

伊賀2期にはトンネルはございませんですが。道行竈ですか。

(委員)

ああ、そうですね。

(農山漁村室長)

断面は同じ。車道部もトンネルも5 mでございます。

(委員長)

はい、ほかに。どうぞ。

(委員)

農道の基本的なことちょっとお伺いしたいんですが、この広域農道、農免農道、一般農道、ふるさと農道、それぞれの速度規制みたいなものって決まっているのですか。

(農山漁村室長)

それぞれの道路に応じて一般道と一緒に、速度規制というのはその道に応じてという形になります。ただ、自ずと農道なもので、一般道なら60 kmというよりも速度としては50 kmとか40 kmとか少し低めです。ここでも個別に40 kmとかお決めさせていただいたように、農産物を運ぶということもありまして。

(委員)

決まってはないのですね。農道だから何km以下とか、どこどこだから何km以下ということは。

(農山漁村室)

道路の幅員といいますのは、道路構造令等で線形、つまり大きなとか直線とか広さとかいうことがあれば、60 kmとかいう設定できますが、農道の場合は農道基準ということになっておりますから、幅員も狭いということ、それからカーブも小さいカーブをとりますから、最大でも50 km以下の設計速度で設計しております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

費用便益比で労働時間短縮便益とか生産経費節減便益、アクセス時間短縮便益で、何億円とかいう数字が書かれてますが、これは1年間、それとも20年とか30年とか。

(農山漁村室長)

40年。耐用年数40年とみて、総費用と効果という形で考えています。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

いかがでしょう。質問に対して確かに重要なご指摘、ご質問ですけれども、ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

この農道についてちょっと教えていただきたいのですが、各ほ場整備事業の方との整合性というのも、この農道整備にはかなり大きな要素として含まれているのでしょうか、その周辺の。

(農山漁村室)

一般にほ場整備をしますと、水田とか畑地の整備をやるわけですが、そこから出てくる一次生産物ですね、米とか野菜なんかを運ぶため、つまり通作といいまして、市場へ持っていく、加工場、ライスセンターへ持っていく。それから、その農地へ自宅から行くルートとして農道をほ場整備ができた場合には連携して計画をしております。

(委員)

工費の中に、畦畔とかの部分とか、いろんな道路と面している部分、ほ場整備事業の畦畔部分とか法面に関連したそういう工費も含まれてくるのですか、一部。

(農山漁村室)

原則的には農道事業での費用と、ほ場整備事業の費用は別途で、事業も別々に事業採択をされておりますが、一部一般農道という事業でいきますと、ほ場整備でつくりました農道の舗装部分だけを農道事業でやるとかという制度もございます。

(委員)

それは全部すべて今おっしゃった対象になっているわけですか、その5つの事業は。

(農山漁村室長)

はい、そうです。

(委員)

それともう1つすみません。この対象地域のほ場整備事業の達成率というか、その辺は。関連達成率というか、その辺はわかりますか。このほ場整備事業、これの受益地になるわけですが、それはほとんどこの計画路線の周辺は全部100%ほ場整備が達成している

というふうに理解したらよろしいでしょうか。

(農山漁村室)

県内のほ場整備の整備率が八十数%でございますが、農道が通るということは、優良農地を対象として計画をしますから、ほとんど 100%近いところが何らかの基盤整備がされておるといことが受益地にしております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

先ほどの舗装ですけれども、ちょっと誤解のないように。一部できる。全部とおっしゃったんですけど。どうぞ。

(農山漁村室)

ほ場整備をした中の農道のうちの、部分的に広い路線。碁盤の目の状態の全部の舗装じゃなくて、ある位置圃区といいますが、の 4 m 以上の一定の部分、舗装密度、道路密度といいますが、につきまして一般農道事業ということで、砂利道の舗装化ができます。すべてではございません。

(委員長)

ですので、全部とおっしゃったのは、広域、ふるさと全部という意味でおっしゃったと思うんですけども、一般農道だけですね、今おっしゃったのは、一般農道の一部ですね。

(農山漁村室)

事業制度の中の 1 メニューとしてできるということでございます。

(委員長)

ほかにどうぞ。確かに農道というのはわかりにくい面がありますから、今のようなご質問でも、特にこの場で、どうぞ委員。

(委員)

ちょっと先ほど 40 年とおっしゃったんですけど、これ 40 年というえらいロングスパンのあれですが。例えば、依那古 2 の所で、依那古 2 の 3 ページの経済効率性評価というページを見ますと、生産効率向上便益ということで労働時間短縮便益。現状ですと 40 年で 3 万 6,000 時間ということ、1 年間にだいたい 1,000 時間ですか。1,000 時間くらいのが 400 時間くらいに減ると、1 年間で、ということですか、これは。そういうふうに読んでおけばいいわけですか。

1 年間 1,000 時間が 400 時間に減るということは、今の道路を歩いていけば、トータル 1,000 時間かかっていると。それが 400 時間に減ると。1 年間ですから、1 日に直すと 3

時間ということですか、これ。今の道路を通っているのは3時間/人。だけど、2～3時間に1台走るくらいと、そういうことになっちゃうんですか、この依那古の例だと。40年間という数字で、40年間ということ的前提をしていくと、そういうふうになってきますね、これ。それでいいんですかな。

(委員長)

どうでしょう。今のご質問は単純に40で割って行って、そしてまた360で割るとという。

(農山漁村室)

すいません。1年間の効果でございます。それで、耐用年数が40年ということで、これを40年で償却かけていくということでございます。40年のトータルではございません。

(委員)

現状と整備後のこの数字は年間のそれで、便益の方は40年でカウントしたと、こういうことですね。

(農山漁村室長)

すいません。この表の右の現状、整備後、増減というのは年間でございます。便益というのは40年という形で、ちょっと見にくくなっておりますが。

(委員長)

委員、今の説明でよろしいでしょうか。

(委員)

そうすると、増減で年間2万時間減ってということですから、40年という80万時間。80万時間の効果が9億円であると、こういうことですね。1時間当たり1,000円くらいと見ているわけか。それでは辻褃合いそうですね。ありがとうございます。

(委員長)

そのあたり、また資料にしっかりと、年間とか。ついつい40年ってさっきおっしゃったんで、40年と勘違いする場合がありますので。

(農山漁村室)

わかりました。すいません。

(委員長)

でも、40年というのは長いから、その間の社会変化を考えると、また難しい問題出てくる。ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。本当に今のご質問のように、基礎的なことで確認された方が、次回スムーズに行くと思います。どうぞ。

(委員)

経済効率性評価の費用分析の所で、今各1年毎の現状と整備後の数値が載せてありますけれども、これそのまま40掛け合わせて要するに便益を出しているわけですよね。要するに、単年度の変化は何も每期每期変わらないという前提条件です。多分、その時には40年間でいくらかは変化があってもそのままであり、しかも現状までの数値が出ているということは、現状前を前提どういう方向にあるのかということについて、多分変化が出ていると思うんですよね。そうすると、そのカーブによってどういう状況になっているのかということによって、先が多少予測できるのではないかなと思うのです。通常シミュレーションですと、過去の形状で先を予測するということがやられるんですけども、この現状がもう40年間続くというような形でデータを出してしまっているのかなというのが、不思議に思います。

それとあともう1点なのですけれども、この費用便益分析の試算をするときの、細かい固定した

数値があると思うのですけれども、できたらそのあたりをもう少し細かなデータを出してもらえないでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございます。5つ出てきましたので、私の考えですと、1地区1本何かおっしゃった形で詳しいデータ付けていただければと思います。

(農山漁村室長)

次回のときにそのようなデータを付けて出させていただきます。できれば事前に出させていただきます。1地区だけを1つのモデルという形で考えさせていただいて、今のフィックスする部分も含めて。

(委員長)

そうですね。フォーマットが一緒ですから、1地区掘り下げてお願いします。ほかにかがでしょう。よろしいでしょうか。今質疑のあったこと、今委員の方々まとめられても結構ですし、期日はいつでしたっけ、8月16日事務局の方に。本日施行されても結構ですし、8月16日までに。これはお守りください。ご提出お願いいたします。事務局は委員の皆さん方からいただいた質問をとりまとめ、また各委員にフィードバックというんでしょうか、送付していただければと思います。

それでは次に、議事次第の7、その他ですけれども、事務局でございますでしょうか。

(事務局)

それでは、事務連絡をさせていただきます。次回は9月7日火曜日10時から、同じ場所ですが、この三重県建設技術センター鳥居支所にて開催する予定でございます。当日は前半で、本日再審議となりました磯部都市下水路と、お聞き取りいただきました農道関係の5事業、合わせて6事業のご審議をお願いいたします。本日配布させていただきました資料を必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。後半では、その次の委員会でご審

議いただく事業の聞き取りをお願いしたいと思います。聞き取りをお願いする事業は、林道開設の森林整備事業2事業と、防災ダム事業1事業、海岸保全施設整備事業1事業の合わせて4事業をお願いしたいと思っております。

また、委員の皆様には大変恐縮ではございますが、本日の委員会終了後、今後の日程調整をさせていただきますので、3階の控え室の方へお集まりいただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。どうも司会進行不手際で、終了予定時刻を大幅に遅らせてしまいました。大変申しわけございませんでした。にもかかわらず、積極的なご説明、ご意見、それから丁寧なご説明、大変ご協力ありがとうございました。本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

それでは、これをもちまして平成16年度第2回公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。委員の皆さん方には長時間本当にありがとうございました。